

平成22年第5回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月15日(水)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長あいさつ	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	10
1番 関 口 雅 敬 君	10
7番 大 澤 夕 基 江 君	21
10番 渡 辺 強 君	32
6番 新 井 利 朗 君	40
3番 大 島 瑠 美 子 君	42
8番 梅 村 務 君	43
○町長提出議案の報告及び一括上程	56
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第46号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例を廃止する条例	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第47号 長瀬町副町長の定数を定める条例	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第48号 町長の諸給与条例の一部を改正する条例	
○議案第49号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第49号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第50号 長瀬町環境基本条例	
○議案第51号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第51号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第52号の説明、質疑、討論、採決	70
・議案第52号 長瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第53号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第53号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	

○議案第54号の説明、質疑、討論、採決	72
・議案第54号 長瀨町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第55号の説明、質疑、討論、採決	74
・議案第55号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第56号の説明、質疑、討論、採決	75
・議案第56号 長瀨町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第57号の説明、質疑、討論、採決	76
・議案第57号 長瀨町営林道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第58号の説明、質疑、討論、採決	77
・議案第58号 長瀨町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第59号の説明、質疑、討論、採決	78
・議案第59号 平成22年度長瀨町一般会計補正予算（第3号）	
○議案第60号の説明、質疑、討論、採決	81
・議案第60号 平成22年度長瀨町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
○会議時間の延長	82
○議案第61号の説明、質疑、討論、採決	82
・議案第61号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第62号の説明、採決	83
・議案第62号 長瀨町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○議案第63号の説明、採決	84
・議案第63号 長瀨町教育委員会委員の任命について	
○議案第64号の説明、質疑、採決	85
・議案第64号 長瀨町副町長の選任について	
○常任委員会所管事務調査の委員長報告の件	86
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	87
○閉会について	88
○町長あいさつ	88
○閉 会	88

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第98号

平成22年第5回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月10日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成22年12月15日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	関	口	雅	敬	君	3 番	大	島	瑠美子	君	
4 番	齊	藤		實	君	5 番	野	原	武夫	君	
6 番	新	井	利	朗	君	7 番	大	澤	夕キ江	君	
8 番	梅	村		務	君	9 番	染	野	光	谷	君
10 番	渡	辺		強	君						

不応招議員（なし）

平成22年第5回長瀬町議会定例会 第1日

平成22年12月15日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1番 関 口 雅 敬 君

7番 大 澤 タキ江 君

10番 渡 辺 強 君

6番 新 井 利 朗 君

3番 大 島 瑠美子 君

8番 梅 村 務 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第61号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第62号の説明、採決

1、議案第63号の説明、採決

- 1、議案第64号の説明、質疑、採決
- 1、常任委員会所管事務調査の委員長報告の件
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、閉会について
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	関	口	雅	敬	君	3番	大	島	瑠美子	君
4番	齊	藤		實	君	5番	野	原	武夫	君
6番	新	井	利	朗	君	7番	大	澤	夕キ	江君
8番	梅	村		務	君	9番	染	野	光	谷君
10番	渡	辺		強	君					

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	平		健	司	君	参事	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民課長	福	島		勉	君	健康福祉課長	浅	見	初	子	君
地域整備 観光課長	中	畝	健	一	君	会計 管理 計者	染	野	真	弘	君
教育次長	大	澤	珠	子	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(齊藤 實君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第5回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第5回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(齊藤 實君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(齊藤 實君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(齊藤 實君) ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年8月から10月にかかわる現金出納検査及び定例監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

10月1日に、秩父市役所で「秩父地域議長会第2回役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

10月3日に、長生館で「埼玉県職員秩父会定期総会」が開催され、出席いたしました。

10月10日に、下吉田の棕神社境内で「龍勢観光祭」が開催され、副議長関口雅敬君に出席していただきました。

10月14日に、横瀬町町民会館で「第16回秩父地区地域安全大会」が開催され、出席いたしました。

10月20日に、秩父市伝承館で「第5回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

10月21日に、秩父地域振興センターで「道議連・水森議連」の役員会が開催され、出席いたしました。

10月26日に、埼玉県庁において「道議連・水森議連」による県への要望が行われ、出席いたしました。

10月29日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

10月31日に、横瀬町町民会館で「第33回よこぜまつり」が開催され、出席いたしました。

11月3日に、ちちぶ花見の里で「第17回ちちぶ荒川新そばまつり」と、小鹿野町の両神荘を中心として

「第34回両神ふるさとまつり」が開催され、出席いたしました。

11月10日から11日にかけて、新潟県糸魚川市において「秩父地域議長会正副議長行政視察研修」が開催され、副議長関口雅敬君ともども参加いたしました。

11月30日に、埼玉県自治会館で「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、出席いたしました。

12月3日に、秩父宮記念市民会館で「秩父夜祭観光祭懇談会」が開催され、副議長関口雅敬君に出席していただきました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。

本日ここに、平成22年第5回12月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことにありがたく、心から感謝を申し上げる次第であります。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走の声とともに朝晩の寒さも厳しさを増してまいりましたが、皆様には、お変わりなくご健勝のこととお喜び申し上げます。

去る12月3日、第176回臨時国会が閉会いたしました。夏の参議院議員選挙後の「ねじれ国会」として注目された国会でしたが、菅政権は、尖閣諸島周辺海域での中国漁船衝突事件や、その映像流出問題で外交能力、危機管理能力の欠如をさらけ出し、閣僚の不用意発言も相次ぎ、大混乱の国会運営となり、補正予算は成立したものの、経済や国民生活への影響が大きい重要法案の成立が軒並み見送られ、継続審議となりました。

菅総理は、自身の内閣を有言実行内閣だと申しましたが、今や有言不実行内閣であることが、だれの目にも明らかとなりまして、このまま民主党政権を継続させると国民生活に多大な迷惑がかかり、政治不信もさらに深刻になるものと憂慮しているところでございます。

弱体内閣ではありますが、迅速かつ効果的な経済・景気対策を講じていただき、国民が安心安全に暮らせる社会づくりのため、地域の実情に即した政策が進められることを切に願ってやまないところでございます。

さて、ここで9月定例議会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。10月22日に、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり町の各種委員等につかれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方など、12名の方を表彰させていただきました。

次に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております「消防団特別点検」を10月31日に第一小学校の校庭で行いました。議員の皆様を初め、大勢の来賓の方のご臨席を賜り、盛会に開催することができました。

日ごろの訓練の成果でありますポンプ操法、放水演習等、団員のきびきびとした姿を見て、安心するとともに、改めて消防団員の皆さんの不断のご努力に敬意を表した次第であります。

続いて、税務課関係について申し上げます。個人住民税の徴収に関し、優秀な成績を上げた市町村を埼玉県知事が表彰いたします平成22年度個人住民税市町村表彰式が10月28日、知事公館で行われ、表彰式に出席するとともに、引き続き上田知事との懇談会で意見交換をいたしました。この賞を昨年に続き2年連続で受賞できましたことにつきましては、町民の皆様の納税に対するご理解とご協力のたまものであり、感謝にたえません。また、この内容につきましては、11月10日付の埼玉新聞に掲載をされました。

続いて、健康福祉課関係について申し上げます。去る10月19日に平成22年度「長瀬町敬老会・高齢者のつどい」を開催し、昨年を上回る141名の方々にご出席をいただきました。当日は、午前中に式典、午後には「高齢者のつどい」として、老人クラブ連合会の皆様による、高齢者が自主的に運営する実行委員会方式で行いましたが、慶事該当者もカラオケ等に参加していただくなど、出席された方々も楽しんでいただけたものと思います。これも議員の皆様を初め関係諸団体の多くの皆様のお骨折りのたまものと、改めて御礼を申し上げる次第であります。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。「宝登山四季の丘整備事業」は、宝登山県造林伐採跡地に山桜、カエデ、もみじ等の広葉樹の植栽を進めており、着実な成果を見せております。去る9月27日に「埼玉りそな銀行」「埼玉県」「長瀬町」の3者により「埼玉県森づくり協定」を締結いたしました。この協定によりまして、「埼玉りそな銀行」が森林整備に係る企業として四季の丘整備事業にかかわっていただくことになり、関係する団体がこれで9団体となりました。

植栽事業につきましては、10月30日には、三菱UFJ信託銀行の第2期目の植栽作業が行われ、11月20日には「埼玉りそな銀行」による植栽作業が行われました。埼玉りそな銀行におかれましては、370名余りの社員の方々にご参加をいただいたの作業となりました。

宝登山山頂付近に新たにロウバイの植栽を予定しております「園地四季の丘公園整備事業」は、10月31日に長瀬中学校3年生83名によるロウバイの記念植樹が行われました。シルバー人材センターや秩父鉄道のご協力により、中学生1人に1本の記念植栽を行うことができました。残りの園地は、今後緊急雇用事業を活用し、ロウバイの植栽を予定しており、本年中に整備を進め、既存のロウバイ園とあわせて観光客の皆様楽しんでいただけるよう努めているところであります。

11月14日の県民の日には、長瀬町商工会青年部主催による「第8回ふれあいフェスタ長瀬」が長瀬お祭り広場周辺で行われました。いろいろなイベントが催され、大勢の来訪者を得ることができました。

また、11月13日から11月28日まで、月の石もみじ公園で長瀬町観光協会主催により「長瀬 紅葉ライトアップ」が行われ、宝登山神社周辺もあわせてライトアップが実施されました。「長瀬 紅葉ライトアップ」は新聞やテレビなどの報道機関にも取り上げられ、大勢の来客を得ることができ、長瀬の観光振興の一助となっていることと確信をしたところでございます。

最後に、教育委員会関係について申し上げます。初めに、学校教育関係についてであります。地域住民の皆様への支援による「学校応援団」活動につきましては、現在3校合わせて310名の皆様の登録をいただいています。ボランティアによる活動ということで、3校の情報交換や、関係機関の指導を目的に、例年研修会を開催しています。今年度は9月30日に開催し、約60名の方にご参加いただきました。日ごろの活動報告を初め学校と地域が一体となった学校支援のさらなる強化を図っていくための情報交換等を行い、地域支援の重要性を再確認いたしました。

次に、生涯学習事業関係ですが、例年実施しております「長瀬町文化展」は、本年で第35回を数えました。本年は11月2日から4日までの3日間開催し、出展作品約1,000点（昨年は1,100点）でございました。期間中の来場者約800人（昨年は約700人）の方にご来場いただきました。

次に、旧新井家住宅を会場に、民間団体による活性化事業として、9月22日に「観月祭」を行い、古民家ならではの特質を生かしたイベントとして参加者の皆さんに好評を博しました。

最後に、今後の予定といたしまして、恒例の成人式につきまして、既に議員の皆様にはご案内申しあげましたが、来年1月9日の日曜日に開催いたします。今回、長瀬町で成人を迎えられる皆さんは109名でございます。議員の皆様には、ご出席の上、成人の門出を祝していただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案13件、補正予算案2件、規約改正案1件、人事案件等3件の合わせて19件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。

いずれも、町政進展のため、大変重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 関 口 雅 敬 君

3番 大 島 瑠美子 君

5番 野 原 武 夫 君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの2日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、1番、関口雅敬君の質問を許します。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問をしたいと思います。

初めに、防災について総務課長にお伺いいたします。長瀬町地域防災計画に基づき、町が事前に処理すべき事務や業務について、9月定例会後の進捗状況を伺います。

また、災害等で緊急に町に連絡する必要がある場合、現在の連絡方法で十分なのか、考えを伺います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） おはようございます。関口議員のご質問にお答えいたします。

最初の長瀬町地域防災計画に基づき、町が事前に処理すべき事務や業務について、9月定例会後の進捗状況のご質問でございますが、避難に関しての事前の事務、業務には、災害時要援護者の対応に配慮した避難計画の作成、行政区等を通じた避難組織の確立、避難所運営マニュアル等の整備、避難所の指定や周知などがあります。現在、民生児童委員さんの協力をいただいて、緊急時支援台帳の整備を健康福祉課で進めており、平成23年1月末には整備する予定でございます。また、避難計画の関係では、いざというときいち早く、またスムーズに避難できるようにするため、近隣市町村の状況を参考に、なるべく早い時期にその着手に入ろうとしておりますが、地域の人たちの協力による初期消火、被害者の救出、救護、避難などの防火活動が不可欠なことから、地域の方にご協力をいただくということが大変重要なこととなりますので、次回3月の区長会等で協力を依頼し、町、消防、防災機関、自主防災組織等で地区別の防災訓練を平成23年度から実施していきたいということが、先日の課長会議等で方向づけております。

なお、避難所の指定につきましては、この計画にも記載させていただいておりますが、毎年9月の広報紙や、既に全戸配布させていただいた地震ハザードマップなどでお示ししてございます。引き続き広報等での掲載も行いたいと存じます。

次の災害等で緊急に町に連絡をする必要がある場合、現在の連絡方法で十分なのかというご質問でございますが、町は地域防災計画に基づき大雨等の大雨警報発令時及び台風接近による被害の発生等が事前に予測される場合や直撃が予想されるときには、関係職員が庁舎に待機し、警戒に当たっております。また、震度4以上の地震があった場合、職員が庁舎に集まることになっております。さらに、祝祭日の夜間

に災害が予測されるときは担当職員が役場の転送電話を持ち帰り、問い合わせや緊急時への対応を行っております。そのため、予測できる災害等の場合は、役場に電話していただければ連絡はとれる体制にはなっておりますし、予測できない場合で、夜間に緊急連絡をとりたい場合には消防署か警察署へ連絡していただければ、消防、警察から役場担当者に連絡が来ることになっております。どうぞご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 全然ご理解できません。この質問は何回もやって、毎回同じ答弁ですよ。前の議会で町長、覚えていますよね。前の議会のときは、私は担当課長なんかさしておいて町長に質問したら町長は、ご提案をいただき、まことにありがとうございますとか、すばらしい答弁で、私これで町で安全だと、安心だと思って帰ったけれども、全然進んでないではないですか。高齢者の支援プランは、ひとり住まいの年寄りを助けるためにどういうプランがあるのですかといったら、先日の臨時議会と同じ日に民生委員の方が全員協議会室に集まって支援プランの相談をするというのが、私も聞いて知っています。ですが、今の答弁では、前の議会の質問に対する答弁が、その以前の答弁なのですよ。

では、具体的に質問しますが、町は、災害が予測されるときには職員が泊まったりなんんだり、そういう体制をとる。予測されない場合のほうが多いわけですよ。予測されない場合に、具体的にちょうどいい案件が出たので、ここで総務課長に言いますけれども、例えば私たちが住んでいる風布区、そこで災害というか、渇水対策本部長にだれがなるか、総務課長はご存じですか。たまたま水が出なくなってしまったという町民の SOS があって、地域の民生委員の方から私のところへ連絡が来ました。町に連絡をとりたいたいのけれども、翌日休日なので、今晚何とか連絡がつかないかということで、私は町にまず連絡をしました。

町に連絡がつかないので、井戸の区長さんに夜間の緊急連絡先、区長さんは知っていますかと聞いたら、役場へ連絡する方法しかない。民生委員の方もそういうふうに言っているのですよ。私が以前に、総務課長が言ったように地域の職員の家へ電話してくれというから、地域の職員の方に連絡をとりました。その方から総務課長のところに連絡はいかないでしょう。連絡先はわからないと言っていましたよ。だれにやってくれ、だれにやってくれということで、何軒か町内に在住の職員の方に連絡、担当だから話をしてくれといったら、やはり夜間なので、本当にお疲れのところ、お休みになっていて、もう起きられない状態になって、外に出られない状態になっているという方に連絡がつかしました。

夜でしようがないから、あしたの朝一番で行こうねといったら、秩父市に在住の職員の方が朝、本当に早朝、休日出てきてくれて、たまたま齊藤参事に連絡がついたので、齊藤参事が翌朝対応してくれた。総務課長なんか顔の一つも見なかったですよ、私は。だから、言っているのですよ。これから大雨が降りますよ、危ないですよというのは、もうテレビやラジオでみんな知り得るのですよ。だから、そのときに役場の職員が対処するなんていうのは、そんなのは当たり前のお話ですよ。いざというとき困るから、どうにかなるのですかという質問、町長が、この議会終了後すぐやると、全然聞いてないではないですか、総務課長、いかがですか。型どおりはいいよ、型どおりは。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

風布地区渇水対策本部長はだれかという、まず 1 点目でございますが、どなたかというのは、明確には

存じ上げてございません。

それから、先日の渇水の関係の報告といたしますか、それは多分金曜日だったでしょうか、それで翌営業日の月曜日にその辺の話は何った次第でございます。緊急時につきましては、先ほど関口議員おっしゃるように消防とか、警察ということで、どうしてもということであれば、そういうところの連絡のほか、先ほども言われて、そのように先日もしていただいたということでございますが、近くの職員とか、そういう人たちに連絡をとっていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 私が言っていることが全然理解できていないのだと思うのですよ、総務課長は。今言うように警察や消防に連絡して済むのだったらいいのですよ。風布地区なんか自然水飲んでいるのですよ。今言うようだったら、水道を引いてやってくださいよ、風布まで。渇水対策本部長の指令があって、皆野・長瀬水道企業団、あるいは寄居の水道に電話、連絡してもいいのですよ。これは国の規則で、S O S が出た場合に水道がないところは寄居からでも、どこでもいいから水が届くということになっている。皆野・長瀬水道企業団だけでなくいいのですよ、渇水対策本部がS O S を出せば。その渇水対策本部長というのは、以前は観光課があるときには観光課が、総務課長、教えますからね。観光課があったときには、水道は観光がやったからといって観光課長がやっていたのです。今水道の担当課長はだれですか。その方が渇水対策本部長になって風布地区の区長から、水が出なくなってしまうから助けてくださいというS O S が来たら、すぐ皆野・長瀬水道企業団に連絡すれば、水道企業団では2トン車と黄色いあれ、何リットル入るかわかりませんが、太いホースと全部用意してあります。連絡を入れたら、すぐ水をくんで風布の公会堂まで運びますという、私も水道の議員になったときに渇水対策本部というものを、長瀬町と皆野・長瀬水道企業団で話し合いをしてもらい、そういうことが今でも続いていると私は確信をしておりました。

だけれども、総務課長が渇水対策のときの本部長をだれがなるかわからない。いざなつたとき困りますよ。風布なんか渇水対策は5月の連休前には冷や冷やして、水がありますかって聞くようではないと、向こうから、水が出ませんと行って来ないのですよ。風布にいますよね、皆さんのOBで総務課長経験者。そういう方でも、自分の家が水がなくなっても、ほかの家が出ていけば悪いからって、本当に考えてやっているのですよ。今言うように連絡方法は、町からは連絡ができたり、いろいろやれる。だから、何かあったときには、町民に被害があったときには、町は、こういう体制をとっていて、やっています、やっていました。だから、責任がないですとこの言うために今の連絡方法なのです。町民が、納税者がS O S が出たとき、だれも知らないのですよ、夜間だった場合。私も何回も電話をしました。テープが流れるだけ。「あした連絡してください」、そういうテープですよ。

だから、総務課長も、この連絡方法、理解して連絡方法はやってください。職員の中でも、さっさささって連絡はつきますか。さっき何か電話をだれかが持って対応できるようになっていると言ったけれども、それはみんな知っていますか。知らないですよ。私は、地域の民生委員の方と区長さんと私で話をしたときにだれも知らないのだから。町の職員の方に連絡しろというのを思い出して、町の職員に連絡しました。1人目の方は留守番電話になっていました。もう一人の方によろやと連絡がつながって、こういうわけだから、連絡方法を知っているということをやったら、ちょっとわからないですという話。では、だれだれに連絡とってよということで、では、ちょっといろいろ連絡してみますとって、こういう経緯になっ

てきたのです。齊藤参事は、朝早くからあそこで待っててくれましたよ、長靴まで履いて。大雨や土砂災害もいろいろな災害があるでしょう。だけれども、町民からする災害は、皆さんから見れば小さなことかもしれないけれども、町民側から見れば、ちょっとの被害だって本当に助けてもらいたいことはあるのですよ。それが今なっていないから言っているのです。

前回、私は災害については総まとめで、最後にしますとって町長に質問して、きょうまでというか、この通告を考えているときに、私のパソコンから災害について消そうと思ったのですよ。だけれども、一番に出てきてしまうのです、やっていないから。今の答弁を聞いたら、そうでしょう。ここにいるほかの議員の方だってみんな同じ答弁を聞いているから、頭の中にそれは入っているけれども、ちっとも進んでいないではないですか。総務課長が就任してから、これは2回やっていますよ。全然進まないではないですか。地域の方に連絡してくださいというのは、だめですよとって検証してないから、こういうことになるのですよ。支援プランは、この前、私この議会で町民課長が就任したときに最初にちょっと質問したら健康福祉課だということで、健康福祉課も、私に言わせれば、ようやく動いてきているのです。

区長会で、そういう連絡方法を知っていますか、つくっていますかと聞いたら、全然できていません。役場に連絡するしか方法はありません。民生委員もそうです。もう一回、総務課長、お答えください。

そして、町長、町長はやると言ったのですよ。さっき民主党が有言不実行だと言ったけれども、同じことが言えると思うのですけれども、町長、まとめて指令を出してくださいよ、言ってわからないのだから。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（齊藤敏行君） 関口議員の先ほどの風布の水道の件でございしますが、あれはたしか11月2日だったと思うのですけれども、私、夜ちょっと出かけておりまして、携帯電話は持っているのですけれども、上着の中に入れて、上着を脱いで、マナーモードにもなっていたので、確認したのが遅かったのですけれども、地元の職員のほうから私のほうに電話がありまして、関口議員が言われるように風布で水が出ないというようなお話があるのでということで、確認いたしました。

その職員に電話をし直したところ、風布では今幹線2・3号線の工事をしておりまして、その工事の影響で水が出ないのではないかなというようなこともあったようなので、私のほうへ電話をしてくれた職員が、地域整備観光課と職員とも連絡をとったようございします。私のほうからも地域整備観光課の職員2人に電話をさせてもらいまして、その結果、翌日、先ほど秩父から来ている職員と言われましたけれども、その職員が現地へ行くということなので、私のほうも当日行かせていただいたわけで、夜であったので暗いですし、昼間でも水源地というのですかね、そういうところが危険な場所でもあるので、翌日になったのかなという気はしたのですけれども、直接やりとりはできなかったのですけれども、間接的には、当面の措置はできたのかなというような考えでございました。

それから、前回の議会後、すぐに会議を開いてというような話がありまして、実際には課長会議を議会終了後行いまして、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、来年度地区単位の防災訓練を実施するようになりたいという考えで、その前3月あたりに区長会議等で区長さんのほうにも依頼して、来年度こういう訓練をやろうという共通認識というのですか、意思確認はさせてもらっているところございします。

それから、これはずっと昔の話になって恐縮なのですが、私が建設課長を担当していたときに夜中に近い時間だったと思いますが、正確な時間はちょっと覚えていないのですけれども、総務課長から電話がありまして、町道でもなかったのですけれども、道路が陥没していると警察のほうから電話があったということで、総務課長のほうから建設課長の私のほうへ連絡がありまして、直ちに現地に行って対応し

たような経緯がありますので、そういうような緊急の場合には、現在でも総務課長なりに直接連絡等はあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今回の関口議員からご指摘がありましたことにつきましては非常に大きな問題だというふうに真剣に受けとめさせていただいて、これからもう一度改めて初心に戻ってやっていきたいというふうに考えております。水のことにつきましては、前にも私、関口議員にお話し申し上げたかもしれませんが、風布地区は特に問題があって、そこに水道を引こうという提案がありました。そのときにいろいろ検討しましたら、3億円ぐらいかかるということがあって、水道のほうにつきましては、今の上下水道組合が担当しております、3億円を投資するということについて、どういうふうにしたらいだろうかという考えがありました。そのときに水道のほうでは、先ほど関口議員からお話がありましたような水の配達車を持っておりまして、それを使いたい。そのときに先ほど申し上げました、今上下水道組合の会計管理をやっていただいております方が風布の方でございまして、相談を申し上げました。そうしましたところ、確かに地区の人たちが、事前に水がなくなるまで連絡をとらないということも大きな問題なので、その辺も考えてしっかり対応していきたい。私も部落の一員として、そういうことについてはお話をしたいというお言葉をいただきました。今度がそうだとか、そういうことではないのですけれども、非常に遠慮深い方が多いものですから、完全になくなると連絡をいただかない。そうではなくて、なくなりそうになったときに事前にお話をしていただけるような体制もぜひとっていただければありがたいと思います。

町のほうの今ご指摘いただきましたいろいろな問題につきましては、しっかり反省をした上で、今ご指摘をいただいたようなことにつきまして、この前もたしか議会で申し上げていると思いますので、もう一度、そのことにつきましては初心に戻って計画を立て直して、地元の住民の不信を買わないような、そういう体制をとらなければいけない、これは私の責任でございまして、上下水道のほうにつきましては、今管理者はかわりましたが、だからかわったからいいということではなくて、町を守るのは役場の仕事の最たるものでありますから、それらについてももう一度、この議会終了後、課長に集まっていただいて、統一した見解を持って対応させていただくようにやりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） これ以上言っても同じになるので、ぜひ町長、有言不実行執行部にならないように、課長連中にもっと強い指令を出して、町民が安心、安全に暮らせる町をつくる、本当にもとなのですから、ぜひ頑張ってやってもらいたいと思います。私が言っているのは、風布を例にとるけれども、風布だけではなくて、この長瀬町全部見れば、もっと細かいところで困っている、今言うように言わない人がいるのだと思いますよ。私もこの長瀬町じゅう隅から隅まで全部見ていければいいけれども、どこでどういう悩みがあるか、ちょっとわからないので、特に総務課長に言っておきますけれども、先ほど近隣町村を勉強して、参考にしななんて言っていますけれども、皆野と横瀬だとか、小鹿野だとかと長瀬は違うのだから、長瀬は長瀬だけの独自の考えでやってみてくださいよ。

では、次の質問に入ります。2番、町民まつりの開催について町長にお伺いいたします。「最近、町に元気が感じられない」との町民の声を聞きますが、町民まつりを開催して町に活気を与えたいかがか、伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

町民まつりの開催というご質問でございますが、平成11年に実施いたしましたから現在まで町民体育まつりといえますか、町民まつりは行われておりません。このことにつきましては、前にも何回か答弁をさせていただいておりますように、私が就任したのが平成13年でございます。そのときに区長会を開いて、その前に個々に区長さんにお話を承ったところ、選手を集めるのに非常に苦勞するというお話をいただき、できればやりたくないなという意見がかなりありました。区長会で議論の上、賛否をとった記憶がございます。そうしましたら、岩田に齊藤という当時の区長さんがおいでになりまして、その方だけが賛成、あとの1人を除いた全員が町民体育まつりをやらないでほしいという、そういう結論が出たものですから、これを私が強引に進めることについては、私もちょっと力量不足というふうに思いまして、中止にしました。それは平成13年の秋の体育祭というふうに記憶をしております。ですから、これを見ますと、その前の年から体育祭がなかったということになりまして、現在に至っているというふうに思います。

しかし、町のそれぞれの団体の方たちが、まちおこしのためにいろいろな行事をやっていただいております。それを列記してみますと、平成15年から長瀬町商工会青年部がふれあいフェスタをやっていただいて、ことしで8回目ということでありまして、ことしは熱気球体験だとか、理化学実験等々につきましてもやって、子供さんも大勢集まって、大体4,000人ぐらいお集まりいただいたというふうに報告を受けております。また、長瀬町観光協会の主催によりますお宝登山も、ことしの12月12日に実施をされましたが、200人を超える人数の方が、これもやり方によっては、かなり効果のある祭りになるのではないかと。いろいろな問題はありますが、これを軌道修正しながらやっていきたいというふうに考えております。これは観光協会のほうでやっていただいております。それから、そのほかにも皆さんご存じの船玉まつり、それから長瀬桜まつり等々がイベントとして行われております。

町として主催しているものはございませんが、各種団体が、それぞれ自分たちの特色を生かしたまちおこしをやろうというありがたい姿勢が、私たちもひしひしと感じておりまして、しばらく様子を見たいというのが私の基本的な考え方でありまして、町主催というものにつきましては、皆さんのご意見が一つにまとまるような状況のものがあれば、これはそのときに議会にもお諮りさせていただいて、また区長会とも相談をさせていただいて、改めて検討していきたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたようにいろいろな行事がありますので、このことについても充実を図っていくために、町の支援が必要だということであれば、お申し出をいただければ、それなりの対応ができるというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） ある職員の方が、私が議会で話をするのに、余り熱っぽくならないで、ソフトトークをやれということで、ソフトトークの本を貸してくれるというありがたい職員の方もおります。1番の質問のように火が投入されて、熱くならないように、町長、この2番目からしっかりとした議論でいきましょう。私もソフトトークでいきますからね。

それで、今町長がいろいろ答えてくれました。これは以前にも、この質問はしたのですよ、私は。もう一回、これを取り上げるというのはなぜかという、1番の質問に2番の質問はつながるのですよ。今言うように商工会青年部が11月14日に長瀬ふれあいフェスタをやったり、今はお宝登山、観光協会がことしからですか、手を出してやるというのは承知して、この質問をしています。私が言うのは、この長瀬まつ

りを開催して町民の方に元気になる起爆剤としてやろうというのが私の考えなのです。

それは町民まつりは商工会青年部がやったり、観光協会がやっているといっても、長瀬町の職員が主体になってやっているというのがないではないですか。1番目に避難訓練だとか、そういう話をする中で、この町民まつり、運動会でなくてもいいのですよ。例えば第一小学校でも中学校でも第二小学校でも、本当の避難になったら、自分たちの公会堂が避難所にはなっているけれども、最終的には学校まで逃げてこなくてはいけませんよ。だから、避難訓練かたがたそういう祭りをやって、町長のあいさつでも消防の点検ありましたよね。ああいうのを町民の人に見せて、あれを見れば勇気が出ますよ。

町長は、私がOB隊の話議員になった直後にしたら、必要ないという答弁だったのです。そのときには、役場の中に職員の消防関係がいるから、消防OB隊はつくらなくていいよと言ったのだけれども、消防のOBの方から火がついて、今長瀬町じゅう消防OB隊ができて、今はOB隊の印の入った帽子が町から配布されています。だから、町民まつりをやりながら、運動会やそんなのでなくてもいいのですよ。みんなに避難のつもりで、ことしは第一小学校に集まってください、来年は中学校です。再来年は第二小学校でやりましょうで会場をかえてもいいのですよ。区長さんが学校へ逃げてきて、学校に災害時逃げることがあっては困るけれども、それは避難訓練につながりますよ。役場の職員は、どういうふうに避難訓練をやっていいかわからないのですから。

先日、井戸の消防OB隊の隊長のところ避難訓練をやりたい、わからないのですよ、どういうふうにやっていいかが。井戸だけだったら、もうできている。この間、井戸は廃品回収という名目でやっていますけれども、本当に若い人たちが広報車に乗って広報活動しながら、どこにどういう路地があるとかまで全部チェックしているのですよ。そういうのは発表しないだけで、井戸は本当に控え目な方が多いから。町長、この町民まつりは、そういうことなのです、私が言うのは。町民まつりをやって、区長さんをお願いして、その担当区長さんが、おれはいいやというのならいいではないですか。避難訓練してくださいというレールだけ敷いて、乗る乗らないは、その地域のカラーだからしょうがないと思いますよ。

それで、町長にも、ことしの船玉の時にお話ししましたが、備蓄品が、この町にはとってある。この備蓄品を入れかえなくてはなのだから、こういう町民まつりをやったときに、集まった人で、これが備蓄品だよといって期限切れになりそうな水、あるいはこれが避難食だよといって食べてもらう、そういう経験をみんなですればいいのではないですか。それで、子供が集まったり、年寄りが集まったり、どのぐらいどういうふうに集まるかわからないけれども、町長、この間、町長も青年の家で私も一緒に音楽会で里の秋ですか、あれを合唱したときに、すごくいい気持ちだったですよ。みんなで合唱して、歌でも歌って、その会場が一つになると勇気も元気も出てくるのですよ。だから、そういうことをやるための町民まつりを私は提言しています。先ほどからの連絡網なんか全然なっていないし、考える、考えると言っているだけで、ちっとも進まないの、町民まつりでもやって、町長、いろいろな人の意見を聞いて、あ、こういうやり方もあるなというのを模索して、1年1年、これが長瀬町の避難訓練だということをやったらいかがですか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ただいまの議員のご発言は、町に対する提言だというふうに受けとめさせていただきます。そういう中で、どういうふうな組織で、どういうふうにするかということにつきましても、これは当然いろいろな意見があると思うのです。ですから、そういうことの意味を集約するような形をとらないと、みんなばらばらになってしまうということではまずいと。方向性というのをある程度決めた上で、

ではこういうふうにやってみようとか、これがだめだったら、こういうふうにやってみようとか、序列という言葉はよくないですけども、そういうものがないと、各地ばらばら、それから組織ばらばらというのではまずいと思いますので、区長会にもご相談をし、それから町のほうの基本的な、職員の幹部連中の意見等も集約した上で、例えば区長会に諮ってみてとか、議会の全員協議会をやっていただくとか、そういうようなことから始めたほうが、まとまりやすいのではないかなと今お話をお聞きして思いました。議会終了後、議会の人たちにもお集まりをいただくような機会が当然あると思いますので、そういうことについても相談を始めていきたい。ご提案はありがたく受けとめさせていただいて、いい方向にいけるかどうか、これは集まってみないとわかりませんが、3人でも5人でもやりましょうということは、私の立場からするとできないので、ある程度の規模で方向性が見出せない、町の考え方として、やることについては問題があるのかなというふうに今話をお聞きした上で考えましたので、その辺も含めて話を進めていきたい。ご提言につきましては、これを慎重に、そして重く受けとめさせていただきたいというふう考えております。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 町長、今の言葉は、私は信用しません。前回は今と同じことを言ったのですからね。災害のことは、ご提言とか、そういう表現で、すぐやるように、いい意見だということでやったので、町長、本当に実行してみてくださいよ。私は、町民まつりをやるのに外部の人にもいろいろな意見を聞いてではなくて、町の職員が主導で、ここに逃げてきてください、避難してきてくださいというのを試しにやってみたらどうですかということなのです。今町長の話だと、区長会が賛成したらとかではなくて、町の職員の訓練だと思ってやってみてくださいよ。そしたらついてくる人はいますよ。それが地域に帰って、だんだん勉強になってくる。消防を集めたり、消防OB隊こそ、つくってあったって、全部で活動することはないのですから。消防OB隊も本気でやるようにみんな帽子を預かってやっているのですから、どこかに集まって、訓練だといって試してみてくださいよ。そしたら、私は町民が見て、あ、町は一生懸命やっているという評価を与えてくれると思います。だから、私が言うのは、職員側からやってみてくださいということなのですけれども、いかがですか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほどの話の多少軌道修正というか、町の職員がというのは、当然そういうことはあり得るなというふうには私考えておまして、先ほどから申し上げて、議員からおしかりをいただいています、町の職員もかなり忙しい状況にあります。しかし、忙しいということは理由になりませんから、議会でのご提案につきましては、「これを重く受けとめさせていただきます」というのは、この前も確かに申し上げました。それが結果的に現実の問題としてできていなかったということについては非常に遺憾だというふうには思っておりますし、私自体も、そのことについてフォローして、こういうことについてどうなのだ、こうなのだというふうな、本当は課長会議で質問を投げかけるような時間があればいいのですけれども、なかなかそういう時間がなくて、議会の前になっていろいろなご質問をいただいて、その答弁の中で、あ、これはこうだったなというときが確かにありました。それでいいのかという反省も今しています。

そういう状況でございますので、2回目というご指摘でございますし、方法論については、初めて新しいご意見を承りました。これも、そういうものも含めて、関口議員の言っていることを100%やることになるかどうかということにつきましては100%にはならない。ただ、皆さんの意見を酌み取るということ

が、私たちの大きな仕事でもありますから、その辺につきましてもご理解をいただいて、方向性は当然変わってくると思います。その辺もご理解をいただければ、私たちもいつ事故が起きるのかわかりませんから、起きてからやるのでは間に合わない。そういうことは、今つくづく感じたわけでありますので、なるべく早く、このことにつきましては、言ったことではなくて、やることを大きなテーマとしていきたいというふうに考えております。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） では、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、3 番目の質問に移ります。小学校の運動会について教育長にお伺いいたします。少子化の影響により児童数が減少している小学校の運動会を見直して、一小、二小合同での運動会の開催を検討することも必要であると思いますが、いかがか、伺います。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

少子化の影響で児童数が減少しているというお話でございますが、確かに現在第一小学校の児童数が319名、第二小学校が108名でございます。先の見通しといたしましては、来年度も308名、121名、第二小学校もあと3年ばかりは100名を上回る児童数でございますが、その後は90人台ということが今予想されております。学年ごとに申しますと、10名から20名の間という学年がほとんどでございますので、数年後には70名、80名ぐらいになっていくのかな、そういうふうに予想されるところでございます。第一小学校につきましても、ここ何年かの間に100名近くの減少になろうかなというふうに考えられます。いずれにしても、少子化ということで、各学校とも児童数の減少ということは、これから予測されるところでございます。

そういった中での運動会の開催についてのご提案でございますが、それぞれの学校がそれぞれの目標を持ちまして、運動会を開催しておりますので、それらの目的と、それから児童数が何人になったら、それは無理なのかなという、その辺の兼ね合いが研究課題かなというふうには考えております。今までも各地で20人、30人規模ぐらいの運動会も見させてもらってきたことがあるわけなのですけれども、先ほどの地区の人に集まってもらうということとの兼ね合いもあろうかと思っておりますけれども、地区の人が大勢入っていただいている運動会というようなものが開かれておまして、その中では消防団の人が山火事の消火訓練のようなものを披露したりというようなことがあったり、お年寄りも入るようなプログラムがあったりというような、そんなようなものも見てきたわけですが、できるだけ地域性を生かした、その地域の中で行えるような運動会、そんなものへの検討というのが、まず第一歩かなと。合同となりますと、さまざまな点で困難な点が出てまいりますので、ちょっと合同というところに入る前に、各地域の特性を生かした運動会、そんなものを検討していくといいかな、そんなふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 今教育長は小さいところを見てきてのお答えをいただきましたが、長瀬町も、私も役職で第二小学校の運動会やら行ってみても、本当に地域の方が応援してくれて、あの運動会が1日成り立っているのは見て承知して質問しております。私、ことし、仲よし体育祭を皆野の運動公園で観戦、応援をさせてもらいました。そういう中で子供たちが、長瀬第一小学校の子供が走ったり、競技しているときに第二小学校の子供たちが一生懸命応援している。終わった後に交流ができています。一小の先生が言う

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、荒川の占用に関する事務を長瀨町観光協会に委託した経緯についてお答えいたします。舟下りは長瀨町の観光の顔であり、これを除いて長瀨町の観光を語ることはできず、観光振興にとっても最も重要な資源の1つと考えております。また、ご利用いただく観光客の皆様の安全を確保するという理由からも、舟下りの運航を継続して確保することは、町といたしましても重要な事業と位置づけております。このため、埼玉県等の関係機関とも調整をさせていただき、現在の方法をとらせていただいております。

簡単に説明をさせていただきますと、埼玉県から長瀨町が河川占用許可をいただき、長瀨町観光協会を通じて関係事業者へ河川使用許可を与えております。許可等の委託先につきましては、町が直接営利業者に対して使用許可を与えることは好ましい方法ではないとの県の指導もありまして、町としましては、1つとしまして長瀨町観光協会、2つ目に長瀨町商工会、3つ目に舟下り事業者の組織化、4つ目に事業者個別に許可を与えるなどの方法を検討してまいりましたが、1つ目に舟下りが観光とつながりの深い事業である。2つ目に、観光協会が主体的に観光振興を目的として事業を展開している。3つ目に、法人格を有することとなりまして、公共性が高いなどの理由によりまして、長瀨町観光協会に河川使用に関する事務の受託者とさせていただいております。

次に、荒川を占用する業者から観光振興協力金を観光協会に納めさせている目的についてでございますが、平成20年7月に埼玉県から長瀨町が河川占用許可を受けるに当たり、県といろいろな協議を行ってまいりました。その中で、許可は公共団体への占用許可であるため、許可を受けた町が船会社等の営利を目的とした業者は無償で使用許可を与えることはできないが、河川を使用する営利業者から河川占用料相当分を観光振興協力金として徴収し、営業利益の一部を長瀨町の観光振興に還元するというのであれば、使用許可を与えることは可能であるのご意見がございました。このため、観光振興協力金については、長瀨町が埼玉県より占用許可を受けている河川区域内で営業を行い、停船施設の設置及び航路の改修を行う業者から毎年占有面積及び船籍数に基づき設定した額を長瀨町の観光振興に役立てることを目的として徴収しているものでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君に申し上げます。

一般質問の制限時間を経過いたしましたので、これで終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤 實君） 次に、7番、大澤タキ江君の質問を許します。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って質問させていただきます。

まず初めに、ちちぶ定住自立圏について総務課長にお伺いいたします。9月29日の全員協議会で、ちちぶ定住自立圏ビジョンの説明を受けましたが、その後の協定項目の進捗状況についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） ちちぶ定住自立圏の進捗状況についてお答えいたします。

構成市、町の議会への説明後の10月20日に第5回ちちぶ定住自立圏推進委員会が行われ、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンが提案、了承されましたことを、まず報告させていただきます。それでは、項目ごとの進捗状況でございますが、まず交流及び移住促進事業の実施の項目では、第5回推進委員会同日の10月20日、各市、町と埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部並びに広域秩父産業連携フォーラムファインド・チチブとの間にちちぶ定住自立圏空き家バンク連携確認式が行われました。

次に、秩父圏域における水道事業の運営の見直し項目では、11月5日にちちぶ定住自立圏推進委員会の臨時会が行われ、広域的水道整備計画の概要について埼玉県から概要の説明と意見交換が行われました。

なお、それ以外の項目につきましては、ワーキンググループにおいての動きのあった秩父まるごとジオパークの推進項目とだれもが利用しやすい公共交通の推進項目を除き、特に進んでいないようでございます。その秩父まるごとジオパークの推進項目では、11月12日に第3回運営委員会を行ったと聞いております。また、だれもが利用しやすい公共交通の推進項目では、12月8日に公共交通の需要調査を長瀬駅前で行っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 今総務課長のほうからジオパークについてと公共交通機関の会議があったというお話をいただきましたけれども、この内容につきましてご報告はいただけないのでしょうか。

それと、この定住自立圏ですけれども、秩父市にいらっしゃる高橋参事さんに一生懸命やっただけでいるわけですけれども、なかなか進捗していかないという状況の中で、これは定かではございませんけれども、高橋参事さんも来年は本庁のほうに戻られるというようなお話も伺っております。そういった中で、進捗状況が遅いのではないかなと思っているのですけれども、そういった中で高橋参事さんから以前ご説明いただきました医療の問題、この問題につきまして、実は先日、皆野病院の10周年記念式典に参加させていただきました。その中で、皆野病院が救急車の搬入が、秩父市立病院が一番で、皆野病院が2番目に人数が多いというお話をいただきました中で、定住自立圏構想の中で救急車の入る病院に補助金が出る。その補助金が秩父市立病院は結構高額なお金、このところに出てはいますけれども、出るわけですね。あと、秩父病院と皆野病院は同額であるという、これはちょっと不公平かなという思いがしてなりません。また、皆野病院が医師会に入れない、このところも、ちょっと問題ではないかなという思いがいたしております。定住自立圏という中で、皆野病院の占めるウエートはすごい高いと思います。そういった中で、なぜ秩父市の医師会に皆野病院が入れないのか、そういうところを非常に不思議に思っている住民もたくさんいらっしゃると思います。そういう中で、そのところをご説明いただけるとありがたいなと思っております。

また、公共交通機関のお話ですけれども、参事さんにご説明いただきましたときに、長瀬町の場合には、バス路線もございませんので、協定は結んでいないというお話でしたけれども、やり方によっては、これもやっていいと思うのですよ。観光というものを強調しながら、この定住自立圏もやっているわけですから、そういった中で、例えば宝登山神社と秩父神社、それから三峯神社、これを一つの線にして観光を進めるとか、シーズンには長瀬と秩父と三峯神社、それを結ぶ路線ですとか、そういうものも、これから考えていってもいいのではないかと考えておりますけれども、そういった部分につきまして、そういったような意見は出てこないのでしょうか。そこのところもちょっとお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの皆野病院の問題に関しまして、リハビリテーション体制の確立というのがございましたけれども、これも秩父生協病院へ支援するというお話をいただきました。皆野病院にもリハビリテーションの設備があるわけですので、長瀬町としては、皆野病院にそういうようなものが設置されれば、町民としても非常にありがたいと思うのですけれども、このところを強く押していただけたらありがたいと思いますけれども、そういった部分で関係者の皆さんはどう思っているのか、お伺いしたいと思います。

それからあと、自殺対策は、よその町のことは、ちょっとわかりませんが、このところ長瀬町も自殺される方が非常に多いような気がいたします。そういった中で、どのような遺族へのケアがなされているのか。当然これも定住自立圏に入っておりますので、長瀬町としてどの程度のことをやっていたらいいのか、そこもお伺いしたいと思います。

あと、ジオパークはどの程度まで進んだのか、ご説明いただきたいと思いますが、何か看板を設置するというようなお話を聞いております。長瀬町ではどこに看板を設置するのか。また、その看板が観光にどのくらいの効果を発揮できるのか、そういうところもお聞きしたいと思います。

以上、何点か申し上げましたけれども、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問の中で一番先に出了た、皆野病院の問題につきまして答弁させていただきます。

この皆野病院は、設立のときから医師会とのトラブルがありまして、そのことが、いまだに解決しておりません。今思い出しましたけれども、染野議員が議長のとときに町から皆野町に意見書を出すということがありましたよね。それはだめになりましたけれども、全員協議会で議論したことがあるのです。それが尾を引いているというか、そういうことだけではないと思うのですけれども、現状では、まだ医師会のほうで、皆野病院の加入について認めてくれないという事実があります。そのために皆野病院が、救急医療では市立病院に続いてかなりの多くの数、それで皆野病院の一番いいところというのは、救急車を断らない、これはたしか埼玉県で1つしかない病院だと思っておりますね、救急車が来ても、うちに医者がいませんとか、そういうことを言って断るところが圧倒的に多い中で、皆野病院は全部受け入れる。ですから、本庄だとか、深谷だとか、そういうところからも救急車が来るとい、それを受け入れるのは非常に大変なのだということを山下院長から聞きました。1日で一番多いときは19台も来たよという、それをこなすのは非常に大変だけれども、人の命にはかえられないから頑張るといようなことを言っていました。

医師会に入れないということは、医師会の理事だか、会員だかの全員の承諾がなければということで、実は去年から秩父の市長、久喜さんが市長になられまして、お医者さんということもあったので、私が皆野病院の病院祭のときにみんなの前で提案をさせていただいて、要望書を出そうということで、去年とこ

とし出しました。そのことにつきましては、今秩父の医師会の会長になりました花輪先生にも直訴したところでございますが、私が会長になってしまうと、ちょっとやりづらくて、そのことについてのお答えができませんというお話をいただきました。だから、医師会の中の理事会だか、全員だか、私もその辺確たるものはありませんが、そういう人の全員の賛成がなければ医師会に入れたい。先ほど言った定住自立圏に関する補助額が秩父病院と同じだというようなことは、これはやはりそういうことがある程度影響しているのではないかなというふうに思います。

それから、リハビリテーションの問題につきましては、皆野病院には、まだそれだけの余裕がないようなお話を聞きました。これは秩父生協病院が最初からやっているのので、秩父生協病院に対して補助を出すということになったというふうに私は承知しております。

残余の答弁につきましては、担当の課長から申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤議員の再質問にお答えいたします。

公共交通の関係でございます。先ほど私のほうで最後に、ワーキンググループでの関係で、秩父まるとジオパークの関係と公共交通の関係で、総務課の関係でございますと、公共交通のほうのご説明をいたします。

公共交通、その後の追加でも質問あったかと思いますが、当初バスとかという感じであったのですが、それは鉄道も含めて考えるという形でございます。それで、需要調査が先日長瀬駅前で行われております。こちらにつきましては地域内の路線バスや鉄道の乗降の調査を、調査員によりまして12月8日から12月10日にかけて行ったということでございます。先ほども言いましたように、当町では長瀬駅からおりてきた利用者に利用区間、利用目的、目的地、目的地までの交通手段、復路の利用時刻など質問する調査票を配布して、後日郵送受取人払いにして回収するという調査でございます。また、あわせて、おりたお客のカウント調査も行ったと伺っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

自殺対策ですけれども、町では広報等で啓発や啓蒙をやっておりまして、ほかにはうつ予防などの講演会などを実施させていただいたりしております。また、特定健診の際などにうつ予防のパンフレットの配布などを行わせていただきまして、健康担当、特に保健師のほうで担当しているわけなのですが、そちらで啓発、啓蒙のほうをやっております。それから、近いところでは、今度の土曜日、12月18日に県を挙げての心の健康フェアということで、横瀬町のほうを会場にさせていただいて、やはり講演会とか、フェスティバルをやる予定になっております。

それから、先ほどのリハビリの関係ですけれども、自立圏のほうでは秩父生協病院が特に力を入れてやってくれているということで、そちらのほうに補助を出させていただいているわけなのですが、どうしても秩父郡内は県内でも、今まで専門の病院がなかったということで、そこのほうに力を入れておりますけれども、実際には近くですと、皆野町の清水病院なども訪問リハなどもやってくれておりますので、力を入れていただいておりますので、そういうところがだんだん広がってきて、町民の生活のほうで少しでも役に立てればよいなと考えております。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） それでは、ジオパークの関係ですが、11月12日に開かれました運営委員会のまとめのものを預かっておりますので、簡単にご報告を申し上げます。

ジオパークの推進員という形で、専門家を事務局のほうへということで、吉田健一さんが任命されたという報告がありました。それから、ジオツアー、それからジオガイドの養成、そういったものについて事業計画が提出されました。ジオツアーが8回計画、ガイド養成としても2回計画があるようでございます。

それから、先ほどの看板の設置の候補地ということで、現在長瀬駅前が設置予定という形で、候補地に挙がっているという段階でございます。ここでの看板は、ジオパーク全体を総括するような看板を秩父の入り口というような観点で設置したいという今予定でいるようでございます。

そのほかに12日では、ロゴマークの作成等について広報で募集するというようなことが報告されたようでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 一番大事のものを落としてしまいました。済みません。

協定項目の19の中で、圏域内の自治体職員の資質向上ということで、今後研修を予定しているというふうなお話も伺いましたけれども、これにつきまして城西大学の伊関先生をお呼びして講演されるというふうなお話も伺いましたけれども、これは実施予定は決まっているのでしょうか。そこのところをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、皆野病院につきましては、町長のほうからご回答いただきました。皆野病院が建つときの経緯と申しますか、保険のきかない病院だという前宣伝が非常にきいたというふうなお話も伺っていますけれども、今現在秩父郡市内の皆野病院の占める位置というのは非常に高いと私は思っております。そういった中で、皆野病院を一生懸命応援していける体制を整えながら、医師会にも加入していただけるような状況をぜひお願いしたいと思っております。

それから、ジオパークにつきまして、ただいま看板を立てるというふうなお話でございましたけれども、なぜかこういう事業というのは、一番最初に看板ありきという感じがいたします。看板ですとか、ロゴマークですとか、そういうものに一番最初に目が向くというのか、しかし人材育成ということが、これが私は一番大事なことだと思うのです。看板は立てたけれども、まだまだ中身が充実していかないというふうな状況では、私は困ると思っております。しっかり説明ができる方、特に長瀬町あたりは、史跡の宝庫と言われているわけですから、そういう中で、しっかりとガイドを養成していただき、また長瀬町民のみならず、秩父郡市内でこういうことに関心のある方には、ぜひ長瀬においでいただき、しっかりやっていただきたいなと思っております。観光協会もしっかりしたものができたわけですから、観光協会あたりに主導権をとっていただきながら、このジオパークにつきましては、何しろ世界遺産ということを目指しているわけですから、その目標に向かって、しっかりやっていただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、自殺対策につきましても、講演ですとか、啓発ですとか、そういったもので対策を立てているということでございますけれども、亡くなられた遺族へのケアですとか、そういうものもすごく必要になってくるのではないかと考えています。そういうものに対するケアというのはどういう状況であるのか、そこのところもお伺いしたいと思います。

それからまた、空き家バンクにつきましても、確認式があったというお話ですけれども、これは私は空き家バンクにつきましても、大滝の山の中ですか、吉田の山の中ですか、そういうところと長瀬あたりはちょっと状況が違いまして、持ち主さんがしっかりしていて、入ってこられる人と持ち主さんとの関係でやっていただけるような状況ではないかなと思うのです。ですので、当然ちちぶ定住自立圏ということで、秩父市が主になり、それを各町村が協定を結ぶわけですけれども、長瀬町としては、この項目にはしっかりと力を入れる、これはそういうことを言うてはいけないかもしれませんが、すべてにではなくて、力を入れるべきものには力をしっかり入れていただき、またこのところは手を抜いてもいいかなというようなものに対しては、そのところは上手にやっていただいたほうが私はいいかなと思います。前議会のときにも空き家がたくさんあるというようなお話が出ましたけれども、状況が違うという中で、議論していただいたらありがたいなと私は思っておりますけれども、そこところもご説明いただけたらありがたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

人材育成等の日程はどうなっているか、伊関先生の日程ということでございますが、内容、日程等については、私のほうはまだ聞いておりません。申しわけありません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 自殺対策の遺族の心のケアが重要であるということでございますが、確かにそのとおりでございますが、今町のほうでは保健師等が一応対応しております。また、埼玉県のほうでも自殺が多いということで、保健所のほうでも大変力を入れておまして、先ほどの18日にある、横瀬会場に実施するのも、県を挙げてのということで、町のほうでも担当や、あとは町長にも出てもらう予定になっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） 大澤議員の空き家バンクについてのご質問にお答えします。

長瀬町といたしましては、空き家バンクに関係しました要綱を既に策定しております。この要綱につきましても、ちちぶ定住自立圏圏域内の市町と同様の要綱を策定しておりますので、今後それに基づいて皆さんに情報を提供できる状況になっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ジオパーク関係のガイドの養成の関係ですけれども、来年に入ってから2回ばかり養成のための講座というのでしょうか、講習が予定されているようでございます。それぞれの団体のほうへの呼びかけと、それから長瀬の場合には、観光ガイド「えんでんべえ」がありますので、そちらのほうにも声がけしたいというような形で今準備が進められているようでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 人材育成ですか、職員研修、ただ一方的に聞くだけでは、やはり資質の向上というのは図れないと思うのです。そういう中で、せっかくちちぶ定住自立圏というものができたわけですか

ら、秩父郡市内の市役所なり、役場なり、そういうところで人材交流というのですか、そういうようなものでもやっていただけるとありがたいなと思うのです。ただ、長瀨町の役場の中にいるだけではなくて、半年なり、1年なり、秩父市役所に行って一緒に仕事をしてみるとか、大滝のほうへ行ってみるとか、横瀬、そういうところに行って、いろいろな勉強をしていただく。そういった中で切磋琢磨して、自分の地域をよくしていただける、そういう職員をつくっていただける、それが私は、この定住自立圏の中の実態、職員の資質向上になるのではないかと考えております。そんなことも今後考えながらやっていただけたらありがたいと思います。いずれにいたしましても、この定住自立圏、高橋参事がいらっしゃるうちにしっかり決めるべきものは決めていただいて、また次の人たち、これはかわるかどうかわかりませんが、スピード感を持ってやっていただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2の質問にいきたいと思います。いじめ対策について教育長にお伺いいたします。小中学校のいじめによる事件報道が後を絶ちません。特に10月23日に発生した群馬県桐生市の小学6年生のいじめが原因と思われる自殺は、近県ということもあり、他人事では思えない事件でした。

そこで、当町での小中学校のいじめの現状と対策についてお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 大澤議員のいじめ対策についてお答えいたします。

当町での小中学校のいじめの現状と対策についてということでございますけれども、いじめによって子供たちがみずから命を絶つという、そういう痛ましい事件が相次いで発生しているところでございます。非常に残念な事件でございます。こういったことが繰り返されるということは、決してあってはならないことでございますけれども、これらの事件で浮き彫りになっていることは、子供を守るべき学校や教職員の対応に問題があったのかな、そのようなことが今回の大きな報道関係での結果になっているのかなというふうなことでございます。今回の教育委員会の対応等も、ちょっと課題があったのかなというところも見受けられるところでございます。こういったことは人ごとではなくて、いつ、どこでも、いじめは起きると、そういうことを前提にして、我々も深刻に受けとめて対処せざるを得ないというふうに考えております。

先ほど申しましたように、いじめは許されないことなのですけれども、どの子にも、あるいはどの学校でも起こり得ることだということを教育にかかわる者については、改めて重大な問題として意識をして、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応をすると、それが必要であるというふうに考えます。そして、問題が発生した場合には、その問題を隠さずに学校、教育委員会、そして家庭、地域が連携して対処していく必要があるというふうに考えております。

現在町内の小中学校3校からは、いじめについての認知件数という形では報告はされてないわけですが、一時的な仲間外れですとか、あるいは仲間割れですとか、人間関係がもつれて、ちょっとしたトラブルになった、軽はずみな言動ですとか、あるいはブログへの書き込みですとか、そういったトラブルが全くないというわけではなくて、そういったものは逐次指導しているわけでございます、深刻ないじめにつながる事例、そういったものに早目に対処しているということでございます。

学校には、日ごろいじめの防止として、いじめのサインの早期発見、早期対応、それからいじめを許さないという学校づくり、生徒指導の学校全体の体制、それから家庭や地域社会との連携、そういったことに適切に対応ができるようにということで、日ごろ校長を中心に全校教職員が協力できるような体制、そういう対応をお願いしているところでございます。教育委員会といたしましても、日ごろから学校の実態

把握に努めて、学校や保護者からのいじめの訴えがあった場合には万全を期す、そういうふうを考えております。

最近のいじめの一連の事件を受けまして、12月1日に町内の小中学校の教職員を、この下の3階の会議室に集ってもらいまして、合同で研修会を行いました。いろいろな事件等に絡む新聞記事、あるいはコラムや投書、ちょっとした資料を職員に配付いたしまして、事前に読み込んでおいてもらって、グループで防止策について討議してもらおう。そして、解決策等をまとめて、それを発表するような、そういった研修を行いました。その後に講師として中学校長に今までの事例等聞きまして、いじめ対策の重要性、そういったことを感じ取ってもらおうような研修を行いました。

いじめへの取り組みにつきましては、チェックリスト等がありますので、そういったものを使って一斉に点検するとか、日ごろのチェックを繰り返す、そういった中でいじめが繰り返される、あるいは大きな事件にならないように早目の発見、早目の対応、そういったものに心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） ちょっと聞きそびれてしまったのですが、不登校児童というのがありますね。不登校児童、いじめられて学校に行けなくなった、それだけではないのかもしれない。給食の時間が嫌ですとか、その子供、子供によって違いますから、それで学校に行けなくなったという事情は違うかもしれないけれども、不登校児童というには、今長瀬町の学校では何名かいらっしゃるのでしょうか、そこのところもちょっとお伺いしたいと思います。

それから、12月1日に先生方の研修があったというお話も伺いました。中学校の高田校長先生の研修会の資料をいただきました。これを見せていただく中で、これだけのことを長瀬町はやっていただいているので、安心だなという思いがしたわけですが、この中で非常に気になる部分が1つありました。会議、会合で親たち自身聞く態度に欠け、私語が多いというのがございました。これを中学校のコーラス発表のときに、たまたま私は行けなかったのですが、行きました友達の中から、先生が注意をしても、なかなか私語がとまらなかったというようなお話をいただいております。親御さんたちに対する指導、これは学校側がすることではないかもしれませんが、これはPTA、父母会としてやることもかもしれませんけれども、そのようなことを問題点として掲げながら、親御さんたちと父兄会などで話し合っているようなことはあるのでしょうか、そのところもお聞きしたいと思います。

それから、いじめられる子に対してのケアというものをやっていらっしゃるというようなお話も伺っております。先ほど教育長は、今のところ、そういうあれは拳がっておりませんというお話ですが、ちょっと耳にしたところによりますと、そのような事実がありまして、いじめられている子供さん、親御さんに対してのカウンセリングをやっているというようなお話もちらっと耳にいたしました。これも非常に大事なことだと思いますけれども、いじている子供、この子供たちに対するケアというものも必要ではないかと思っております。長瀬町、先日、夜回り先生の講演がございました。非常にすばらしい講演でした。中学校の生徒さん全員に聞いてほしいな、親御さんにも全員聞いてほしいなという本当にすばらしい講演でございましたけれども、その中でもいじめられっ子よりもいじている子の家庭環境ですとか、すべてに問題があるのだというようなお話を聞きました。私も確かにそうだと思います。そういう子供さんたちに対してどのようなカウンセリングですか、そういうことをやっているか、そのようなところもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 何点かあったと思いますので、もし落ちがありましたら、またご指摘ください。

不登校の生徒の関係ですが、病気等によりまして長期入院等で欠席日数がふえてしまっている子供、そういった子供も統計上30日を超えたと不登校という形になってしまうわけなのですが、そういった者を除きましても何人かの不登校の生徒、今年度でも30日を超えてしまいそうな欠席日数を今持っている生徒という者が何名かございます。原因につきましては、病気の者もちろんありますし、それから家庭的な事情の者もございますし、いじめというのは、今のところ挙がっていないわけですが、本人のちょっとした関係で登校しづらいという子供たちも何人かおります。中には、これは不登校という数字には挙がってこないわけですが、普通の時間では、ちょっと登校しづらいけれども、晩方になってから、ほかの子供がいなくなってから登校、学校へ来るといような子供たちも何人かいるわけでございます。

それから、親たちの私語が多いというなお話ございましたけれども、これはもう何年たちますでしょうか。かなり前から、そういった傾向が見え始めております。授業参観等で、子供たちが一生懸命授業を受けているのに、それを見ている保護者のほうがおしゃべりがやまないとか、教室に入って見ているのに親の口がぐちゃぐちゃ、ぐちゃぐちゃ動いているのですね。ガムをかんだりとか、電話をしているとか、それでも親かよと言いたい部分がたくさんありまして、保護者会等では、保護者に対してちょっと耳の痛い話をするのは大体校長の役目になっておりますので、校長のほうから、そういう話は常にやんわりとしているわけですが、そういった傾向はなかなかやまないのが現状でございます。日ごろそういったことも、PTAの役員会等では、役員さんの中からも困ったものだというような話はしているわけですが、完全になくなるというわけにはなかなかいかないのが現状でございます。

それから、いじめの関係で、いじめられている子供、それからいじめている子供、いじめられている、いじめているという一つの事件だけをとれば、その両者なのですけれども、いじめる側、いじめられる側が、いつでも一定の関係ではないというのでしょうか、いじめというふうに一言で言ってしまうと、そのとき、そのときで、文科省で言っている定義が今は変わってきていますので、何年か前からいじめの統計の数字がぐっと伸びているときがありましたけれども、あのときは文科省で言う、この調査のための定義が変わった時期でございまして、本人が苦痛を感じているものは、すべていじめというふうな形でカウントし出したのが、このときでございます。そういった中で、先ほどもお話ししましたような、ちょっとした人間関係のトラブルというふうな関係で、いじめられたというふうな感じで、苦痛を感じているというふうに訴えると、それはいじめにカウントするということになっております。

現在の学校の中では、かなり定期的にアンケートをとって、この間にいじめられた人、いじめた人、そのような感じのアンケートをとってございまして、実際にいじめられたというふうな訴えがありますと、これはアンケートは無記名でやりますけれども、担任はふだんの観察から、あ、この子だなということがわかりますので、その後のフォローをしておりますし、いじめた側の子供に対しては、それなりにきっちりとした指導をしているところでございます。この繰り返しをしていきませんと、見えないところでいじめがはびこってしまう、大きないじめにつながっていきってしまうということになりますので、その辺は特にアンケートを通しての指導、あるいはそれぞれの日記等を通しての指導、そういったもので、できるだけ早く子供たちの変化に気づくという、その辺が大事な仕事かなというふうに考えております。中学校のほうでは、ここ何年かさわやか相談員が配置されておりますし、さわやか相談員は中学校だけではなくて、

時々小学校にも出向いて、子供たちの言葉に耳を傾けている、こんなことが一つの取り組みになっております。

そのほかにも、学校の中では、教員でない人たちに対して子供たちは、意外と心を許して話をするというケースがよくございます。相談員のほかにも保健の先生ですとか、あるいは今学校に何人かの支援員の方たちも入っておりますし、あるいは学校応援団のような形で登下校の指導等をしてくださっている方たち、こういった人たちの耳にも、あるいは目にとまるものというのが大事な発見の第一歩になっているかなというふうに思います。「あの子、ちょっと変なんじゃない」という、その一つの言葉からずっと調べていきながら、子供たちを見ていきながら、子供の変化に早く気がつくという、その辺が今は大事なところかなという形で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） いじめというのは、現在非常に問題視されていますけれども、私たちが子供のころには、こういう問題というのはあったわけですね。ただ、余りにもメディアが発達する中で、根が深いというのですか、そういう中でいじめられた子、またいじめた子も、大きくなってから、これを引きずっていくような人生であっては困るなと私は思います。私の子供時代のことをちょっとお話をいたしますと、もう50年以上、60年近くたつわけですが、そういう中で同級会などやりますと、昔いじめられた経験のある人は同級会にも出てこない、また出てきたとしても、それを根に持っていて、昔この人にいじめられたのだよという話を必ず私たちにします。悲しいことだなと私も本当に思うのですけれども、今の子供さんたちが、そういうことのないよう。先ほど教育長のほうから学校全体の問題としてとらえてというようにあれで、真摯に向き合っていただけるようでございますので、これからはいじめにつきましては、ぜひしっかりと目を光らせながら、少なくとも長瀬町の学校からはいじめという言葉が出ないというような、そのような学校づくりをしていただけたらありがたいと思います。それでは、お願いしておきまして、第3の質問にきたいと思います。

納税率アップに対する職員への奨励について町長にお伺いいたします。当町は平成21年度個人住民税の納税率アップ率が優秀であったことにより県知事から表彰されました。これにつきましては、けさほどの町長のお話にもございました。昨年に続いてということで、本当にありがたいことだと思っております。しかし、これまでの道のりは、職員を初め関係者の涙ぐましい努力があったと拝察いたします。

そこで、労苦のあった、これらの方々に対してどのような形で奨励をしているのか、お伺いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

まず、今回の受賞は、町民皆様の納税に対する理解、ご協力のたまものであるというふうに考えて、心から感謝を申し上げているところでございます。個人住民税の税収確保で、優秀な成績を上げた市町村に対して埼玉県知事が表彰する平成22年度個人住民税市町村表彰式が10月28日に知事公館で行われました。長瀬町は、平成21年度に続き2年間連続で受賞の栄に浴したところでございます。

今回は景気の低迷が続き、埼玉県内の市町村は軒並みに納税率が低下する中で、納税率がアップしたのは1つの市と長瀬町ということの2つの自治体だけということでございました。今回受賞しました市町村は、厳しい納税環境の中で、個人住民税に積極的に取り組み、成果を上げているところで、これを表彰式に引き続き、受賞しました市町村長と上田知事とで納税率の状況や税収確保に向けまして、いろいろな取

り組みについての意見交換を行ったところでございます。

また、2年連続で受賞ということで、日ごろのご労苦をねぎらう意味で、これは税務課長の主催ということでございましたが、受賞祝賀会が庁内で行いました。県から派遣されておりました2人の職員も参加し、私と参事も同席をさせていただき、皆様のご労苦に対して感謝を申し上げ、3年連続で受賞できるように激励をいたし、お願いし、喜びの言葉を申し上げたところでございます。その後、税務課職員と情報交換、交流を図ったところでございます。

この2人の県の職員と申しますのは、私が就任当初、たしか税率、納税率は埼玉県で断トツのびりだったというふうに承知をしております。私も非常に危機感を持って、県のほうにお願いを申し上げ、平成14年と平成15年に戸田という職員にご指導をお願いいたしました。その後、平成16年、平成17年に山下という2人の方を2年ずつ町においでをいただいて、税金の収納や滞納整理に対するご指導をいただいたわけでございます。このお二人も喜んでご出席をいただきまして、私たちのやったことが少しでも長瀬町のために役立ったということであれば、これに過ぎた感激はないと涙を流さぬばかりに喜ばれて、これから私たちも微力だけでも、長瀬町でいろいろなことがあれば、お話をいただければ全力で協力をさせていただくというお言葉をいただいたところでございます。

いずれにしても、低かったから税率が上がって当然だという意見もあるようでございますが、しかしその中で、これを乗り越えてきたということにつきましては、私は、それに担当する税務課の課長を初め多くの職員が一致団結した結果だというふうに考えておまして、このことにつきましては非常にうれしく思っているところでございます。ことしも半ばを過ぎたわけございまして、来年度どうなるか。今の状況でいきますと、前年対比で多少のプラスで11月いっぱい推移できました。そういう意味から考えますと、最後の力を、皆さんの協力がいただければ3年連続で収納率、税率アップということができ、そうなりますと、91市町村があったとき91番目が長く続いたわけございまして、国体が終わるまでは、なかなか手がつけられないなと思って、そのお二人をお招きしてご指導いただいたわけでございます。

そういうことで、これから基礎と、それからやるべきことについては、好意を持って納税していただく方の裏返しの方もおいでになるわけございまして、そういう人たちに対しては、しっかりした対応策をやりなさいという言葉は私のほうから申し上げ、それを実行していただいた結果だというふうにありがたく思っております。これからも3年を目指して頑張ってくださいようお願いしましたと先ほどお話を申し上げましたが、これができれば、私たちは、この町の基礎はしっかりできたというふうに思っております。これを引き続き、いかにして下げないようにするか。現在全体では40番目、64市町村の中の40番目だと思います。

びりから40番になったというのはすごいことございまして、私は100%以上目指して、来年は税収確保に努めるという話をしましたら、知事は100%を超えることはできるのと、そんな冗談話も出たわけございまして、しかしそのくらいの元気を持ってやらないと成績は上がらない。ただ、滞納の整理かしっかりできれば、長瀬町は、来年は10番以内には間違いなく入るというふうに思っております。現年度分につきましては97.8%ということで、埼玉県でトップであります、本年度は。そういうことから考えますと、不可能ではないというふうに思っております。これは職員を激励し、そして職員にもお願いし、頑張ってもらっている成果のあらわれだというふうに考えておりますので、引き続き頑張ってくださいように奨励をしているところでございます。3年目が過ぎたときに、皆さんに声をかけて、よくやったという集まりができればいいなというふうに今から夢を見ながら頑張ってもらっているところでござ

いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 埼玉新聞に、そのときの知事との意見交換会の新聞がございます。その中で町長が述べたお話もここに書いてありますけれども、その中に特別な理由もない滞納者には毅然とした態度で対応し、財産調査から差し押さえまで滞納の解消に向けて、きめ細かな対応を心がけていますというのがございます。これは昔の話ですので、今には通じないかもしれませんが、以前税務課長だった方から、こういうお話を聞きました。税金をいただきに行くと、半分おどしというのですか、もうおどしよりも度を超えて、包丁などですとか、そういう切れ物を持ってきて、どすっと突き刺して、ふざけるんじゃない、このやろうとか、自分の生命の危機を感じるぐらいなことが何度もあったというようなお話を伺っています。今は、そんな方はいないかもしれません。しかし、税金の徴収というのは非常に大変だと私は思うのです。

そういった中で、当然長瀬町の職員さん全員の皆さんが一生懸命やっています。しかし、税務の仕事というのは非常に大変だと私は思うのです。私の支持する国会議員の先生の中に「一生懸命働く人が報われる社会の実現を目指して」ということをモットーに掲げて一生懸命頑張っている人がいますけれども、私は、この言葉が非常に好きなのです。一生懸命やる人には、それなりのことをしてあげなければいけないという思いがあります。そういった中で、一生懸命やっている方が、また町長が来年度も向上を目指す、100%以上というお話をいただきましたけれども、その100%以上目指すには、職員に今まで以上に本気になっていただかないと、その達成はないわけです。そういった中で、職員さんに手厚いといいますが、おもてなしというか、手厚いというのは、多分給与の面になるかなと思うのですけれども、そういった部分で、その人たちに対する上乘せですか、そういうようなことも考えていらっしゃるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今埼玉新聞をお持ちのようでございますが、その中で私の言葉として書かれているのは、これは担当課に原文をつくってもらって、私の話したことは、そのうちの3分の1ぐらいで、あとは半分冗談といいますが、こういうふうにやっていますというポイントだけは申し上げましたが、100%を目指すとか、そういうようなことを申し上げて、皆さんが意気をお互いに感じ合うということは、住民の信頼の上に納税というはあるのだということを申し上げたかったわけでありまして。住民の方にご理解いただいて、喜んで税金をどんどん、どんどん先に持ってくるよと、そういうことになるのはなかなか難しい。しかし、昔から見れば、かなりご理解をいただいて、税金を納めていただく、しょうがないかという思いはあるかと思っておりますけれども、納めていただいたということについては、ありがたいというふうに思っております。これは職員だけの問題ではなくて、納めていただくほうのご理解が何よりも最初の問題、それには税務課の対応も大きな要因になっているというふうに考えています。

今ここで給与とか、そういうようなことについてのお話もありましたが、これは内部の問題でございます。今ここでそういうふうにしますとか、しませんとかということは、避けさせていただきたいと思っております。いずれ結果が出ます。そのときに私たちは、皆さんにもご相談申し上げ、ご理解をいただいた上で、いろいろなことについて激励したり、喜んだり、そういうことについてやっていきたいというふうに今考えています。2年ということではやろうかなと思ったのですけれども、たまたまもう一年で、先ほど申し上げましたように、できれば上位5番ぐらいまでいく可能性というのを否定できないという状況なので、そ

れを見越した上で喜びを爆発させたい、そんな思いを持っておりますので、よろしくご指導をお願いし、皆さんに対して納税の意識というものを高揚させていただくようにお力添えをいただければありがたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 最後、お願いします。

給与問題は、内部の問題ということで、これは私の失言だったかもしれません。申しわけございません。いろいろな方法があると思います。しかし、本当に本気でやってくれる方、この人たちが日の目を見るような状況をつくっていただきたいなと思います。その中で税務課は本当に一番大変なのではないかなと思うのですよ。でき得れば職員全員が、それを体験する、経験する、そういうことも今後必要になってくるのではないかと思います。こういうことを申し上げると町長から、能力の違いだとか、いろいろあるというような多分お話が出てくると思いますけれども、全員の職員の皆さんに税務課を担当していただく、このようなことも今後考えていただきながらやっていただけたらありがたいなと思います。質問を終わります。

○議長（齊藤 實君） 次に、10番、渡辺強君の質問を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 議長、今11時35分ね。

○議長（齊藤 實君） はい。

○10番（渡辺 強君） ですから、私の質問時間は1時35分まででいいでしょうか。

○議長（齊藤 實君） はい。

○10番（渡辺 強君） それ以内でやるということだね。よろしくお願いします。

では、まず1番の質問、小中学校にエアコンの設置について教育長に質問したいと思います。

ことしの夏は異常な暑さが続きました。そのため、猛暑対策として、各地で小中学校の普通教室にもエアコンを設置する動きがあります。

当長瀬町でもすべての教室にエアコンを設置し、勉強しやすい環境にしてはどうか。現状と今後の対応についてお伺いいたします。教育長、よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 渡辺議員の小中学校へエアコンを設置してはどうかということでございます。現状と今後の対策ということでございますので、お答えしたいというふうに思います。

今ご質問にもありましたように、ことしの夏は非常に暑くて、本当に熱中症になるのではないかなというぐらいの暑さがあったかなというふうにも思っております。各方面で、つい最近も補助をしますというような区、県があったり、そんなことが行われているわけでございます。長瀬町におきましても、児童生徒の健康面を考えつつ、なお今後の学校の施設整備の計画、これは補助金の関係もありますので、そういったものを含めまして検討し、できるだけ早く設置をする方向で進めていきたいというふうに考えております。

現状でございますけれども、小学校では保健室とパソコン室、コンピューター室に設置をされておしま

す。コンピューター室をつくるときに、機械の関係で、そこにはエアコンが入ったということと、あとは保健室に入っているというのが現状でございます。

中学校につきましては、旧役場庁舎で使っておりましたエアコンを設置しておりました関係で、今工事が終わりつつありますけれども、1階の各部屋についてはエアコンが設置されております。職員室、校長室、会議室、それから保健室、3年生の普通教室、さわやか相談室、そういうふうに設置をされております。2階につきましては、コンピューター室等新たに今回の工事で図書室に設置をさせていただきました。それから、3階につきましては、一番道路際の音楽室に設置をさせていただきました。

現在中学校につきましては、未設置の場所は2階、3階の普通教室が未設置になっております。特別教室につきましては、使用頻度が余り高くないということもございまして、今のところ、一部を除いては設置の予定はございません。今後の計画ですけれども、できれば来年度予算の中に組み込みたいということで、準備等進めております。去年のような暑い夏が、また来年もあったのではということで、町長からは、来年の夏までに何とかしろとハッパをかけられているわけでございますけれども、そこへ向けて準備中でございますので、またよろしくお願ひできればと思います。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今教育長が答えたのは、全小中学校にクーラーをつける、来年度の予算を組むということですね。それでいいのですか。確認です。

あと、今言ったように、今までもあったということもありますけれども、私は、その点で、議会前に、これはいろいろな報道をしました新聞切り抜きをコピーして、教育長さんにも議会前に渡したのですけれども、全小中学校にクーラー、これは東京都の調布市、これは来年度の予算に向けて全部入れる、そちらにコピーして渡したですから、あらゆるところで、全国的にも、この暑さで、例えば埼玉県のと所沢市では小中学校にエアコン、扇風機を全会一致で議決して、来年度に向けて全小中学校にエアコンを設置するというふうに。予算の関係もありますから、この問題については早急に来年度予算に向けてやらなくてはならないと思うのですけれども、今の状況では、私が思うのに、ぜひ教育長、この問題では、小中学校の教育環境をよくするためには、ぜひエアコンを設置してほしいのです。予算化してほしい。その問題についての決意をもう一度お願いします。

といいますのは、歴代の教育長は、町長が任命して提案する。そうすると、議会は、あの人が教育長でいいだろうということで、議会で承認して任命されます。しかし、今までの歴代教育長は、なかなかそれをはしはししないというのは、町民のために就任したということで、そして町民に雇われている教育長だということを本当に考えてほしいのですよ。でないと、私は今まで議員をやってみて感じるのは、例えば一小、二小に学童保育所をつくれと、今まで歴代教育長に言っていたのですよ。ところが、なかなかはしはししないで、動かないで、予算がないとかなんとかで進んでいかなかったのですよ。ですから、教育長にお願いしたいのは、教育長が任命中に、いろいろなしがらみはありますけれども、子供の教育の先頭に立って、憎まれてもいいから教育環境の整備をどんどん唱えてほしいのですよ。そして、予算化するために動いてほしいのですよ。その決意をお願いしたいと思います。

たくさんいっぱい言いたいことはあります。例えば9月の議会で、私は小中学校の修学旅行への補助ということで、増額を言ったのですけれども、執行部の協力で、幾らか予算がふえました。しかし、決算で、議会選出の監査委員は新井利朗議員がいます。町民選出では中畝攻佳さんがいるのですけれども、その中で意見を言ったのは、不用額を余りつくることは好ましくない。なぜかといいますと、単年度予算ですか

ら、相当のお金の不用額をつくるのかということと言ったら、それは監査委員の意見として、余りに不用額をつくるのはよくないと。予算をつくるときに、教育環境や、町民が本当に必要なところに予算を使うべきだということを意見書で述べたのです。だから、私が言いたいのは、この問題については、教育長の決意をお願いしたいと思います。具体的な決意と、あとどこまで来年度予算化するかということをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 渡辺議員の再質問ですが、予算の関係は、要求してとれるのであれば、要求は簡単なのですけれども、町の財政の全体の中のバランスというのでしょうか、そういうものもございまして、教育関係だけ突出してつけてくれというわけにはまいりませんので、この辺は町長部局とのすり合わせというのでしょうか、その辺が大事になってくるところでございます。今回のエアコンにつきましては、先ほどの範囲をとすることはちょっと申し上げなかったのですけれども、第二小学校につきましては、現在耐震、それから大規模改修の設計の段階でございまして、今設計中です。設計が上がりますと、来年度に工事の本予算の要求を上げさせていただきます。その設計の中で、第二小学校につきましては、一部の特別教室を除きまして、普通教室すべてと、今空き教室というのでしょうか、少人数指導等で使っている部屋も含めまして、エアコンを設置する予定で計画を組んでおります。

それから、中学校につきましては、現在設置されていない部屋につきましても、一応電源の手当はついておりますので、それを含めまして機械類の設置を来年度予算のほうに上げられればよいというふうを考えております。

それから、第一小学校につきましては、既に耐震改修等終わってしまったわけなのですけれども、その中では設置ができませんでしたので、ちょっと第一小学校のほうは電源もキュービクルの関係から全部含めて工事になってしまいますので、ちょっと規模が大きくなりますので、その辺の設計ができ次第、予算のほうに上げていきたいというふうを考えております。これも中学校と同じ規模で普通教室と一部特別教室を含めまして、すべての教室を考えて予定しております。これも設計ができ次第、予算のほうへ要求していきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、渡辺議員の教育長に対するご質問の補足をいたします。

学校の大規模耐震改修工事につきましては、来年度予定しておりました第一小学校の体育館と第二小学校の校舎を、皆さんの議会のほうのご承認が前提でございまして、平成22年度の3月の議会のときに補正で組ませていただいて、ご承認いただけるかどうかというのが一つのポイントになると思います。そこで、お認めいただければ、中学と同じように平成22年度の補正で組んだものを平成23年度に事業繰り越しをして工事を始めたいというふうを考えておまして、そのことについては、予算は1億5,000万円か、その辺の金額でできるだろうというふうに予測をしておまして、平成23年度の当初予算に学校のエアコンについては予算を計上して、議会でお認めいただければ、夏の暑いときまでに予算を執行して、全教室にエアコンをつけるようなことをやりたいというふうに考えております。これは絵そらごとではなくて、財政的にも、そういう状況になりつつありますので、だから無駄をしてもいいということではなくて、これは無駄ではなくて、必要不可欠なものだという認識を持てば、これが3,000万円とか、3,500万円かかると思いますが、それに耐え得るだけの財政力ができたというふうに今思っておまして、平成24年度ではなくて平成23年度にやるということを私は基本的に考えて、教育委員会との調整に入りました。平成22年度に

2つの体育館と第二小学校が、予算を組んだものを議会が認めていただければ、それを平成23年度に繰り越して一緒にエアコンをつけるということを考えております。ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） ありがとうございます。私は、このエアコンの問題については、例えばどこの家庭でも無駄遣いということで、温度が下がったのにエアコンを入れていては電気料を食いますし、あと子供の健康問題ですと、クーラーの中にいる子供では、足腰や循環器や、いろいろな意味でだめなので、こういう問題も、これから付随して、学校教育ではいろいろ対策を考えていかななくてはならない。子供を大事にするということと健康問題とか、無駄遣い、こういう問題もやはり考えていかななくてはならないので、ぜひよろしくをお願いします。

時間の関係で、次に入りたいと思います。次に、第2の子宮頸がん予防ワクチン接種費の助成について質問したいと思います。子宮頸がんは、女性の命はもちろんのこと、妊娠や出産の可能性まで奪ってしまう、生活や人生に大きな影響を及ぼす病気ですが、隣の皆野町では、来年度から町内の女子中学生全員を対象に子宮頸がん予防ワクチン接種費の全額助成を決めたとの新聞報道がありました。当町でも早急に実施すべきですが、その考えを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。健康福祉課長、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 子宮頸がん予防ワクチン接種費の助成についてのご質問でございますが、子宮頸がんは、罹患率、死亡率、ともに若年層で増加傾向にあり、39歳以下では助成のがんの発生第1位となっています。また、子宮頸がんは、予防可能ながんと言われ、ワクチンを接種することで、将来にわたってがん発症のリスクを軽減できるとされているものです。

子宮頸がん予防ワクチン接種費の助成については、現在のところ、厳しい財政事情ではありますが、平成23年度から対象を中学生女子として実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 再質問します。

今、来年度に向けてやるということで、大変喜ばれると思います。といいますのは、子宮頸がん予防ワクチン接種を全女子中学生にという、皆野町が助成ということで新聞報道されまして、長瀬中学校のお母さん、お父さんから、ぜひ長瀬町もやってほしいという意見が、中学生の子供を持っている親の方々から私も言われました。特に女子生徒を持っている親から、これは隣の町が先陣を切って石木戸町長が提案したということで、大変話題になっております。私も郡市の議員団として、この問題は秩父市、横瀬町、小鹿野町、特にそういうところから、これも足並みをそろえようではないか、今度議会で言おうではないかと高まって、私は一般質問で提出したわけです。この問題は、今長瀬町の人口を見ますと、9月1日現在7,805人です。私が30年前に来たときは9,000人ぐらいいたかな、人口だったのです。私が結婚したのが、私今67で、もうすぐ68ですけども、27歳で長瀬町に住んだときには結構いましたね。それで、クラスもえらいいて、学校も何クラス、何クラスっていった中で、今長瀬は人口が7,805人なのですよ、9月時点で。

ですから、この人口をふやしていくのには、子供をたくさん産んで、そして長瀬に若者が住みつくためにも、この問題は避けられないという思いね、いい思いで。そして、子宮頸がん予防ワクチンも、新聞報道の切り抜きでも、県内では鴻巣市、鳩山町、ときがわ町、寄居町など全額補助ということで、皆野町も

既に来年度4月1日からやるわけですから、これはどんどんふえると思うのです。この問題について、町民が大変喜ぶと思うので、予算の立て方というのは、隣の9番議員が、金がねえんだからよせとかなんとかと言うでしょう。そんなばかげたこと言わないでくださいよ。要するに金がなくても、さっき言ったように不用額があるのですよ。町の財政というのは、ないならないなりに何にお金をかけるかなのですよ。だから、そういう意味では、本当に喜ばれると思います。

そういった意味で、ありがとうございました。そして、長瀬中学校の女子の生徒のいる親御さんに報告したいと思います。ありがとうございました。まだまだいろいろ意見はありますけれども、何か町長は意見ありますか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 意見はいっぱいあります。いいことはやるということが前提で、町の行政はやっていかなければいけないということが1つ。それから、不用額についていろいろご意見がありました。これは例えば入札にしても、ある程度金額を、設計額よりも低くして発注することをやっております。そのことに対しては、業者の人たちには批判的な意見を言われておまして、大変だなと思おまして、しかしそういうものが不用額になっているわけでありまして、予算を組んで、使うべきものに使わなかったということではないのです。使った後に残ったお金が、そういうものになって、不用額が多いというふうになっています。それは当然余裕の金で、次の年に使えるわけですから、そのことがあって、例えば学校の耐震とリニューアルが平成25年度までかかってやるということが、平成22年度の補正で組めれば、平成23年度以降2年間早く終わるといったことがあります。

だから、これはお金の使い方だというふうを考えておまして、そういうことから考えると、子宮頸がんの問題も国のほうでも取り上げて、今補助金を出すというようなことを考えているようであります。それもうまく利用できれば満額補助金を出す。ただ、新聞に先に、それはPRとして新聞に出すのはいいかと思おます。でも、そういうことはやらなくても、実際の実務で、それが町民のためにプラスになるということであれば、男の人に子宮頸がんの補助金を出す必要はないですから、そういうことから考えれば、人数が何百人もいて、何億円もかかるということではありません。恐らく例えば100人にしても6万1,000円として610万円という計算ですよ。その恐らく半分近い、3分の1ぐらいが減額になるのではないかと、いうふうにお考えしておりますので、そういう大きな工事が終われば、長瀬町も財政的には、そのくらいの予算は楽に組めるとお思います。だから、学校の子供の安心、安全を守るのは当然親の責任ですから、そのことを積極的に、これからも学校の給食の問題等々も今内部で調整をしております。そういうことを含めて、子供の安心、安全と、多く子供さんを産んでいただくような対策を考えていきたいというふうにお考えしているところでございます。

○議長（齊藤 實君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 3番目の国民健康保険の広域化について質問します。町長、よろしくお願いします。

まず、市町村の国民健康保険を都道府県に運営させる厚生労働省の広域化の構想がありますが、厚生労働省のねらいは、負担の公平化を名目とした保険料の引き上げによる保険財政の安定化です。このことに対して町ではどのように考えているのかを伺います。町長、よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、地域住民の健康増進に大きく貢献しているということでございます。しかし、高齢者の増加、疾病構造の変化や医療の高度化等により、医療費のさらなる増大が見込まれる中、その一方では、経済状況の悪化に伴い、保険税の確保が厳しいものになっておりまして、各市町村とも事業運営に大変苦慮し、一般会計からの繰入金などにより、制度を維持しているというのが現状でございます。こうした状況の中、将来にわたり国民皆保険制度を堅持していくためには、国の責任で医療保険制度の一元化が必要であると考えますが、当面は都道府県単位で国民健康保険を一元化していくことが現実的な対応であるというふうに考えております。

なお、当町では、都道府県が保険者となり、市町村との適切な役割分担や国保の安定的かつ持続的な運営が可能となるよう将来の医療費を見きわめた上で地域制度を考慮した国庫負担金制度の割合の引き上げや保険税の設定を国及び県へ町村会等を通して機会あるごとに要望してまいります。渡辺議員さんのご意見とは多少違うと思いますが、これが今基本的な私たちの考え方でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 町長は、今の答弁だと、国民健康保険税を広域化には反対でないというような意見にもとれるわけですね。それでいいですか。

〔「現状では」と言う人あり〕

○10番（渡辺 強君） 現状ではね。しかし、11月15日に開かれた埼玉県後期高齢者医療広域連合議会で須田健治連合長、新座市長の県市長会長が、政府が進める国民健康保険の都道府県単位の広域化については反対を表明しましたと書かれております。それで、我が日本共産党の加川義光議員は、さいたま市の市会議員ですけれども、一般質問したのですね、広域化には反対だと。結局自民党がつくった、埼玉県後期高齢者医療制度が、今度は皆さんもご存じのように民主党政権になったときに、今の民主党政権では、後期高齢者医療保険を見直すということで、共産党も含めて反対決議してやるということだったのですけれども、民主党政権になったら、やるではなくて、今度は違う広域連合の中で見直して、来年か再来年あたりに後期高齢者医療費にかわる、今度は国民だましの後期高齢者医療制度を続けるようになってしまうということなのですね。

しかし、埼玉県では須田健治連合長が、国民健康保険の市町村の税金繰り入れをやめさせ、保険料アップを招く危険な動きだという加川議員の質問に対して、そういうことを言っているわけですよ、反対だと。なぜかという、結局は、国民健康保険税の負担を今度は上げるということで、広域連合となると、たった一つの、20人の議会で、町村議員が何人、市会議員が何人、そういう形で、20人の議員で決めてしまうのですよね。そうすると、市町村の一般繰り入れをなくしてしまって、結局は高齢者がふえればふえるほど国民健康保険税はアップされるという可能性もあるわけですよ。そういう意味で反対しているわけですね。

町長も今までずっと言ってきたのは、時の政権がやっていることに何でも賛成ではいけないと。やはり

下から上げていかななくてはいけないということをずっと言ってきたわけですから、この問題については反対しているのですから、広域連合の会長まで。そういう意味ですから、町長も反対すべきではないかと思うのです。流れに従って何でもいいということではないと思うのです。今の民主党政権をかえていくのも我々国民なのです。選ぶ側が、上が言ったからって何でもごもっともさまでやっていたのでは、国民は餓死したり、雇用も促進されないし、何でもかんでもやっていることについて意見を上げてもらいたい。町長の今までの行動を見ますと、下からの声を上げていくということを今まで言ってきたように下から上に上げてもらいたいのです。そういう立場から検討してもらいたいのです。

それで、これは説明しないと国民にはわかりづらいですね。民主党政権になるといいと思っていたら、高過ぎる国民健康保険税、広域化でよくなるかということの中で、これはやはり新聞の切り抜きを持ってきたのですけれども、参事に渡したのですけれども、この中で言っているのは、広域化のねらいは、保険の集団を大きくするだけで、加入者のほとんどが年金暮らしや不安定雇用、自営業などの低所得者のために崩壊しつつある国民健康保険制度の延命策になり得ないと言っているのです。それで、時間の関係で言いますけれども、医療保険制度の意見で最も多かったのは、保険料を引き下げしてほしいという国民の声がうんと強いと、58.5%、保険加入世帯の約74%が所得200万円未満にもかかわらず、国民健康保険の保険料率を社会保険料率の2倍か3倍で、国保の滞納世帯も毎年ふえていると言っているのです。その原因は、国保会計の国庫負担が大きく削減されてきたためだと。

それで、国民健康保険の問題の解決と医療保障の拡充には、まず国の予算を30年前の数字に戻して社会保険の国庫負担と事業主負担の割合を高めることです。今のやり方では、生命軽視の政策路線から、健康に働き、安心して暮らせる生存権としての医療保障の転換が基本だということと言っているのです。ですから、今の政権もそうですけれども、要するに大企業、きのう法人税の減免というので、何とか言っていましたけれども、要するに大企業がもうけるだけでは、国民の生活も中小企業も、そういういろいろなことで、だめだと。あと、今アメリカが日本の肩がわりとして軍事予算、そういう問題について、きちんと行って財源をやっていかなければ、日本の政治は、なかなかよくなるというふうに書いてあります。

ですから、町長、この問題は、我々小さな市町村が頑張っただけではだめで、やはり国の政治を変えないとだめなのです。ですから、私たちは、そういう意味からも、この問題を単なる民主党政権が延命策としてごまかして進むのではなくて、国民の立場に変えていくようなことでやってほしいのですけれども、町長、どうですか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 詳細につきましては、担当の課長からご答弁いたしますが、民主党政権は、私はもたないと思っております。そんなに長くない。来年度の予算と引きかえに解散するか、総辞職するかというような形になるのではないかと。もっと早く、年度内に小沢アクションというのがあれば、それで終わりだと思いますけれども、民主党政権のやっていることは、今、渡辺議員さんがおっしゃったことと私も多少意見が一致します。そういう中で考えますと、民主党政権がやっていることを、例えば来年度の予算で組んでやっても、それは実行できないと思いますから、私は静観する。国や県で決めれば、それに当面は従う態度をとるということが前提でございまして、これは絶対にいいからとるということではなくて、保険税の繰り入れを各町村としては、特に私たちの小さな町においては非常に大きな負担になっております。そういうことから考えますと、今の政権のやっていることがいいのかどうかということ、全

部が悪いとは言いませんけれども、全部いいとも言えない。そういう状況でございますので、これは年を越して、そんなに先にいかないうちに新しい政権ができるのか、衆議院の解散があるのか、その辺を私は見ておりまして、その辺まで様子を見てもいいのではないかという考えを持って今の答弁をしたわけでございます。細かいことは担当の課長から答弁いたします。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

渡辺議員が申し上げましたとおり、小さな市町村ではだめで、国のほうに働きかけて持ち上げていくというご意見等ございましたけれども、当初町長が答弁させていただきまして、広域化につきましては、機会あるごとに町村会等を通じまして、県、国等には要望しておるところでございます。特に地域性ですとか、また国庫負担割合、先ほど渡辺議員の発言の中にもございましたけれども、当然負担割合、国の責任として考えていただきたいということになるかと思えます。

けき新聞を見せていただきまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合長が繰り入れがなくなることにしましては廃止というようなご発言で、前後の意図等はよくわからないところなのですが、町長も申し上げましたとおり、長瀨町でも一般会計から国保会計に繰り入れている額というのは非常に高額、何千万円単位でございます。平成21年度決算ですと1,795万4,000円、国保被保険者1人にしますと約7,000円、平成20年度ですと9,000万円以上の額を国保会計に一般会計の税金の中から繰り入れているものでございます。決して長瀨町が一般会計、町の財政が豊かなわけではございませんので、町といたしましては、住民の方が病気にかかった場合、いつでも、どこでも、安心して医療が受けられる現在の国民皆保険制度というのは維持していくには、国において国保の運営が健全かつ円滑に進められるよう財政上の責任を果たしていただきたいという意見等は機会あるごとに今後とも申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 残念ですね。町長は、今の国保会計が大変だということは百も承知で、我々65歳以上の人が年々ふえて、それで年金から天引きされています。国保税、そして介護保険税、あと固定資産税、また医療保険とか、いろいろな形のお金がどんどん年金から天引きされて、本当に残った年金でやっていくということについては、国保の広域化について県単位で、たったの20人で議会を開いて、それで決めていくということはどうしても納得できません。どんなきれいなことを言ったって、今の日本の政治を見ますと、国民がどんなに苦しんでいるか、実態は、国会議員も含めて、年金で高額所得を得ている人にはわからないですよ。実際国民年金と厚生年金といたって、今の60代、そしてその人たちは年金が65になってもらうしかないで、そして働く場がない。こういうときに国にちゃんと是正を、言われたからって、そのままいっようなやり方をしていたのでは、我々国民一人一人は生きていけないですよ。だから、さっき言ったように、ほかの議員も、事業に失敗して自殺者が多いとか、要するに働く場がなくて若者が自殺するということが起きているのですよ。

そういう問題について、きちんと対処していかないと、形だけで、広域と民主党政権が言っているからしょうがないのだと、様子を見ましようなんて言っている時代ではないですよ。今頑張っていかなければ、我々国民は生きていけないのです。きれいなことを言ったって、今の政治を変える力が結集しなければだめなのです。だから、民主党政権がすべてだめだというのではなくて、今の民主党政権がなぜできたかというのは、余りにも今まで長期政権で、自民党の政権が長過ぎて、税金の無駄遣い、いろいろな問題が

あったからこそ政権がかわったのではないですか。だから、政権がかわることは、また逆戻りで、自民党政権に戻すなんていうことではなくて、政治を変えていかないと、アメリカ言いなり、財界言いなりでなあって、マスコミはだれのためのマスコミかといえば財界のためのマスコミなのですよ、みんな宣伝で食っているのですから。だから、いかにも消費税アップはしようがない。そして、国民健康保険税は広域化で、税金は年金から天引きされてもしようがないというふうにしむけているのが、今の財界の支配者なのですから、ぜひ町長も、今はしようがない、様子を見ようではなくて、声を出してもらいたいと、そう思うわけです。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（齊藤 實君） 次に、6番、新井利朗君の質問を許します。

6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 一般質問させていただきます。

消防車両の配備と活用について総務課長にお尋ねいたします。昨年、町内消防団の消防車両が新しくなり、消防団員は運転・操作の熟達に励んでおられますが、水槽車が団員の少ない井戸地区に配備されたこと、積載中の水の使用制限などのことから、何のための装備か疑問を持つ団員がいます。水槽車の給水場所が和田地区に限定されていることや、役場職員が団員として多くそろっていることなどを考慮すれば、配備先を変更することで有効に活用できると思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 消防車両の活用と配備についてのご質問にお答えいたします。

平成21年12月26日に消防車両6台の更新を行い、そのうち小型動力ポンプつき普通積載車5台を第1分団第2部、第2分団第1部から第4部にそれぞれ1台、また今回ご質問の小型動力及び高圧ポンプつき水槽車1台を第1分団第3部に配備いたしました。それにより、以前からの第1分団第1部のポンプ車を含め、当町には合計で7台の消防自動車が配備されております。

ご質問の水槽車の給水につきましては、水槽の容量が2,700リットルと大きく、家庭用の水道で給水すると時間がかかるため、消火栓を使用しております。井戸地区では、太い水道管がある県道長瀬玉淀自然公園線での給水となりますと、県道の1車線をとめ、片側通行にすることから、危険を伴うことや人員も必要になるため実施が難しい状況です。給水場所は、特に決められているものではありませんので、太い水道管があり、交通量も少なく、安全であること、また毎回同じところを使用することにより、水道管内の沈殿物などが水槽内に入ることを抑えることができることから、現在の和田地区にある消火栓が最適なところと考えて給水を実施しております。

また、役場職員で団員になっている者は、全団員88名のうち22名で、第1分団第2部の2名を初め、各部等に所属しております。防火水槽を新築するには多額の予算がかかることから、なかなかつくれる状況にあり、団員から山火事などでの水利不足も懸念されていたため、水槽車を購入することとし、その水槽車を井戸地区に配備した経緯といたしましては、当時団員数が少なかったことや、詰所の改修費用もかからないためと聞いております。水槽車の配備先の変更につきましては、当時の経緯同様、詰所改修費用や団員数などによる消火活動の効果等から、現在のところ考えてはおりませんが、将来的には消防団と協

議しながら役場周辺に配備することも含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） ご回答ありがとうございます。将来に向けて、少し検討の余地もお答えいただいて、幾分期待を申し上げたいところであります。あれだけの大きな車の水が、とにかく飲料水、給水用に使いたいというふうな思いもあって、普通の水でなくやっていくようなことも聞いたものですから、給水用はやはり300リットルぐらいのタンクで、何かのときには、きょうも1番議員から質問がありましたけれども、軽トラックに積んだ状態での給水が一番可能で、庭先まで行けるということから考えると、消防車による給水というのは、まず考えなくてもいいと思うし、上下水道組合にもタンク車もありますので、その辺の給水を考えないで、あくまでも消防活動の上に大いに活用できるような配置を考えていただけたらと思うのです。結局井戸に配置されているについても、井戸の分団長さんは、聞くところによりますと、本野上地区に住んでいたというふうなことで、夜間あちらにいるようです。そんなことも含め、また団員も非常に少ないということから、せっかくの装備が有効に使用できない可能性も出てくることもありま

すので、88名中22名ですか、役場職員というふうにお聞きしました。これはすごい勢力なのですよ。ですから、これは各町内の分署に所属しているかもしれませんが、いざとなったときには役場から岩田のほうへ行ったりとか、井戸のほうへ行ったりして出勤するものも必要かもしれませんが、この役場の近く、この辺ですと、中野上が一番近いのですけれども、そこへぱっと出ていくというふうなことからいけば、熟達した、いわゆる意思のよく通じ合った職員が、そういう体制で出勤できれば、いち早く、たとえ3分でも5分でも早く、その現場に駆けつけていくことがいいわけで、これから先に消防分署の統合等も考えられているようでありませうけれども、そういうことからいった場合には、余計に初期消火ということが非常に重要になってくるかと思っておりますので、せっかくの団員数が大勢いる役場周辺において、本当にいってみれば、役場の片隅に置いておいて出勤ができるというぐらいであってもいいかもしれない。そのぐらいに考えたわけです。ぜひ前向きに検討していただいて、住宅も多い、また道幅も広い、それから町の中央部であります、この周辺に置いて、ぜひいつときも早い初期消火のできる体制をつくっていただきたいということをお願いしたいと思うのですが、もう一言、総務課長、ご回答をお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 新井議員さんの再質問にお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、平成24年に統廃合があります。それと、役場職員88名中22名ということで、先ほどお答えいたしました、その中の9名につきましては特別団員でございます。役場職員ですので、夜そこからすぐ出られるということではないかとは思いますが、その辺も含めて、先ほど言いましたように検討したいと考えております。

あと、いち早く現場に駆けつけるということでございますが、水槽車には、たしか3人しか乗れないと思います。それなので、団員が多いところだと、あの方の方は自分の車とかでついていかななくてはいけないということになりますと、その辺も含めて、いち早く消防活動できるような形で今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 初期消火並びに初期出動ということを含めて、住民のためになる、安心、安全のための消防体制でやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（齊藤 實君） 次に、3番、大島瑠美子君の質問を許します。

3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 公民館及び勤労青少年ホーム事業について教育長にお伺いします。

公民館は町民の生涯学習の拠点として、勤労青少年ホームは勤労青少年の福祉増進のため、各種の講座や教室を実施していますが、例年同じ内容の講座や教室が実施され、目新しさがいないために受講者も限られているような状況が見受けられます。

受講者のニーズや時代に沿った新しいものを取り入れるなど、受講者の増加が図られるように事業を充実させる必要があると思いますが、今後の取り組みを伺います。よろしく願いします。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 大島議員の質問にお答えいたします。

公民館は生きがいづくり、生涯学習の拠点施設として、あるいは勤労青少年ホームは働く青少年の福祉増進、余暇活動の場としての機能を持っており、生涯学習推進の役割を担っているところです。これらの施設は、築28年が経過し、老朽化に伴う施設修繕、維持費等がかかり、公民館や勤労青少年ホーム事業の各種講座、教室等の開催に影響を及ぼしている状況です。例年同じ内容の講座や教室が実施され、目新しさがなく、受講者も限られているのではないかとのご質問ですが、過去に行ったことのある講座、教室では、年数を経て、何年かたって、また実施したり、講座、教室名は同じでも内容を変えるなど、工夫をして実施しているところでございます。

しかし、夜間に講座、事業等を実施した場合には、仕事等の関係で参加者が少なく、主に日中での開催が多く、参加者が固定化されているのが現状ですが、公民館としては、参加者の固定化に問題があるのではなくて、参加していない方にどう参加を働きかけるか、あるいは新たな指導者や講師の発掘など、今後の取り組むべき課題であるというふうにとらえております。多様化する住民の要望を把握し、事業に反映するためにアンケート調査を行ったり、公民館ホームだよりで実施希望の講座を募り、その意向を事業に生かしていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） ありがとうございます。私も公民館に勤めていましたので、本当に優秀な答弁の仕方で敬服いたします。

早速なのですが、まず講座数がすごく激減しているというのが事実です。これは講師料報酬、それから金額とかにつきましては、30年来、28年たちましたけれども、金額というのは、そんなに変わっていないかと思うのですよ。一番最初のときが、町内が5,000円、町外が7,000円というので、それがどのくらいまで変わっているか、お聞きしたいと思います。

それからあとは、講座をやったのについて、しばらくたってからまたするというのですが、講座

とか何かからクラブ化するというのが、一番最初のときには底辺拡大ということで始めたわけですので、一講座が大体5回と10回コースがつくってあると思いますけれども、10回だとすると2年から3年をめどにクラブ化して、それをそちらですずっとやっていただきたいという意向を講座生のほうには話をして、そしてつくってやっているのが長く続いているとは思いますが、今現在講座からクラブで、今現在やっている団体は、おおよそでいいですけども、何団体ぐらいあるのでしょうか。

それから、さっきも言いましたように町内唯一の文化と教養と社会教育の殿堂です。だから、威張ってやるというのも、職員の中にはいるかと思えますけれども、町民に対しては、すごく密着している場所ですので、礼儀というのではないのですけれども、受け付けの態度とかということには改めて教育長に再教育をお願いしたいなということもあります。どのくらいの講座数からクラブ化して、今現在も続けているのはどのくらいなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 再質問のほうですが、講座数、講師等の費用に関しては、議員さんのやっておられたころと変わらず、同じような金額で今もやっていただいております。

講座数の減少ということが、この数字から見ますと、見えるのかもしれませんが、先ほどお尋ねの講座を何回かやったらば、そこを今度はクラブ化してというお話ですが、クラブ化されたクラブの数につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございません。また、後で調べさせていただきたいというふうに思います。

それから、職員の対応につきましては、常日ごろ、心してしっかり対応しろということで話はしているわけですが、それでも、また改めて、そういう点につきましては職員のほうに指導していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 庁舎内にいる職員と、それから外に出ていった職員では気持ちが、あ、おれは公民館に異動になっちゃったんだ、おれは違うところに異動になっちゃったんだということ、気力が落ちるといいますか、そういうのがあるのですよね。あってという気持ちが、町民に対して接するのにも、感じ方、こちらから言うのにつきましてもそうですし、それから職員が、あ、公民館に行くのは嫌だな、夜もあるんだよなということもありますので、教育長には、さっきも徴収のほうで話がありましたけれども、優秀だから表彰してやれとかなんとかありますけれども、私が思うのには、給料をもらっているのだから、うんと努力して徴収率がアップしたのは、それはそれでいいと。何回行ってももらえないところもあるけれども、亡くなったから徴収率がうんとアップしたのだなということもあると同じように、こちらの公民館のほうも、あの人があるとだめなのだよなという先入観があると、なかなか。また、そういう方というのは、私みたいにおしゃべりで、達者な人が多いので、教育長さん、職員の方には、町民の方は平等に扱ってほしいということをぜひよろしくお願いして質問を終わります。

○議長（齊藤 實君） 次に、8番、梅村務君の質問を許します。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） まず初めに、これは12月で、ここ数年聞いておるのですけれども、平成23年度当初

予算の編成時期に参ったわけでありますが、来年度における最重要施策についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

具体的には、1度のヒアリングが終わったところでございまして、この議会が終わった後、正月にかけて、いろいろなことについて準備をしていきたいというふうに考えておりますが、せっかくのご質問でございますから、概略だけお話を申し上げます。この前どなたかのご質問でも申し上げましたように、学校の耐震大規模改修が前倒しできるという状況になれば、平成23年度につきましては、私は平成22年度の3月で補正を組ませていただきたいというお話を申し上げました、その予算を実行することが第一。それから、平成23年度の予算につきましては、いわゆる少子化対策、子育て対策、そういうものを中心に考えていきたいというふうに考えています。子育て対策というのはどういうことかといいますと、例えば若者が定住できるような住宅地を提供できないか。それはどこに、どういうふうにしたらいいのかということも含めた検討が大きなテーマになるだろう。そんな考えを持っておりまして、これはこれから幹部職員を含めて真剣に検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

先ほども渡辺議員のご質問の中でお答えいたしましたように、民主党の政権がもつのかどうかということも、私たちとすれば大きな不安要因でございまして、例えば子ども手当等々につきましても1万3,000円が2万円になって、また7,000円引いて、4,000円足してという、そういう数字を動かして、党内がまとまっていないような状況の中で、国の予算が、どういうふうな基本路線で組めるかということについても私たちはよくわかりません。そういうことを考えますと、しばらくは様子を見させていただかなければと思うけれども、実際としては学校の耐震の最終仕上げと、それから子育て支援を中心とした、例えば学校給食費をどういうふうに補助するかとか、子宮頸がんの問題等々につきましての、先ほどのご質問にありましたようなことも、どういうふうに対応していくかということが大きなテーマだと思います。しかし、お金の流れとしては、学校の大規模改修、耐震が終われば、かなりの余裕はありますが、使えるお金というのは、自主的な財源が出てくるだろうというふうに考えておりますので、その辺を皆さんのご意見を承りながら、しっかりやっていきたいというふうに考えています。

いずれにしても、まだ具体的に、これをこういうふうにしようということが決まっているわけではございませんが、先ほど申し上げましたようなことを中心に、新年度の予算については基本的に進めていきたいということが、私個人としての考え方でございます。この話につきましては、これからしっかりまとめて予算を組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 本格的に始まったのは、去年、おとし、大体去年が多いのですけれども、耐震化の問題、おとし聞いたときには、それがメインだったと思います。そして、それ以前にはインフラの整備がほとんど答弁の中に入っていました。

そこで、まず1つ、今長瀬町におけるインフラ整備、例えば道路、橋梁、そういうものが、今どの程度満足しているのか、全体を地域整備のほうで多分全町回っていると思いますので、ここはちょっと急いでやらなければならないところがあるのかどうか、それをひとつお聞きしたいと思います。

それから、少子化の問題です。これは今町長が民主党がもつかもたないかわからない、これは全くどっちかわかりませんが、我々が予想できる範囲ではありませんので。しかしながら、例の子ども手当にして

も、ああいう状況の中で四苦八苦しているわけでありますけれども、少子化対策について、ある町では第1子に100万円とか、第2子に50万円とか、そういうふうなあれをしておりますけれども、長瀬町も多分それをやっているのだらうと思います。それと、小学生は医療費を全部無料にするとか、そういう町もそこかしこにあるやに聞いていますし、私の調べた範囲でも、そういう町はあります。だから、少子化対策というものが、子育て対策も含めて、今財政が幾らかいいのではないかというような言葉があったので、こういうものに盛り込めるという話をお聞きしましたので、これから少子化対策というものが、町としてどのような形でやっていくのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

それから、中小企業対策、対応、そういう問題についても、極端に言いますと、中小企業対策については、利子補給、これが大体のメイン、商工会の補助金は利子補給だけだと思うのです。今利子補給はどのくらいですか、二、三百万円ですよ、町から出ているのは。よく数字は覚えていないのですけれども、一時1,200万円ぐらいの利子補給していた時代があったのですよ。ということは、中小企業は活性化していないということなのですよ。レートも下がりましたよ、1%から0.5%になっているわけですから、利子補給率が。ですから、そういう問題も含めて中小企業に対してどのような施策を持っているのか、それもひとつお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの子宮頸がんの問題がありましたけれども、それと10番議員の質問の中で、修学旅行の補助金ですね、助成金。そういうものも子育ての問題にかかわってくる問題ですから、どの程度予定が組めるのか。いずれにしても、3月補正で組んで、いろいろやりたいというふうな希望が、先ほどから言われているので、その辺をひとつお答えいただきます。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど申し上げましたように、まだ具体的な数値については、お答えをするような状況になっておりません。インフラの整備につきましては、地域整備観光課長からお答えさせていただきますが、例えば南桜通りだとか、そういうようなところについても、しっかりした整備を始めたいというのが、平成23年度の大きなテーマになるだらうというふうに考えております。それから、私が基本的に考える、給食費を満額負担とかというところの町村もあるようですが、やはり親の責任として、その自治体で給食費、旅行費等々について満額補助するということは、私は避けたい。自分で子供を産み、育てている親御さんの負担も当然あってしかるべきだと思いますし、それが子育ての大きなテーマにならなければいけない。全部町、自治体におんぶするというようなことをやれば、それはまたその先の希望というか、要望というか、そういうものが必ず出てくるわけでありまして、親の責任というものを最小限度果たしていただいた上で、その上に必要不可欠なものについて助成をするというのが町のあり方ではないかというふうに考えておりますので、例えば給食費が1カ月3,500円だとすれば、それを満額というようなことは、私としては、それは3分の2は補助するけれども、3分の1は親に持ってもらうということが基本的な考え方だということを私は予算の編成のときに申し上げるつもりでいます。旅行についても、そういうことになるだらうというふうに思います。

それから、子供が生まれたときに100万円とかと今お話がありました、それがいいかどうかについては、この町での、これからの検討課題になるだらうというふうに思っています。

それから、中小企業対策ということがございますが、今中小企業が非常に厳しい状況の中にあります。それから、大企業の空洞化というのがあって、外国へどんどん出ていくという事実がありまして、この辺をどういうふうにするかというのは、この小さな町一つで考えても、対策が考えられるような状況には、

なかなかないというふうに考えております。それから、中小企業の方たちの資金の借り入れに対する利子補給につきましても、年々減額になっていると思います。具体的な数値についてはわかりませんが、担当課長からお話ができればさせますが、そういう状況の中で、新しい設備投資というのが、なかなかできづらい状況にあるのではないかとこのように考えております。この辺は、企業の5%、何かありましたね、きのうあたりテレビでやっていましたが、5%がいいのか、10%が悪いのかということについては、まだ決まっていないような段階でございますので、これから大きな問題になっていくのではないかと。ただ、非常に厳しい財政の中で、大企業の税金を5%減額するということについては、ほかに大きな穴があくという事実がございます。そういうことで、私は国で予算を組みます、平成23年度の当初予算を注目していきたいと考えております。それによっては、町のほうにもかなり大きな影響が出てくるという思いを持っております。これから具体的に予算を組むわけでございますので、その辺も注目していきたいというふうに考えているところでございます。

インフラの整備等々につきましては、地域整備観光課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） 課長にかわりまして、私のほうからインフラ整備につきましてお答えをさせていただきます。

国県道と違いまして、町の道路、河川等におきましては、生活道路の要素が強いものですから、なかなか満足するだけの道が、まだできていない。50%もできていないというのが現実だと思います。

それから、中小企業対策につきましては、国の制度、いわゆる助成がどの程度になってくるかというようなこともありますので、国の制度を考えながら進めていきたいと思っておりますが、現時点では、中小企業対策といたしましては、今までどおり利子補給を重点的にやっていくと、こういうことで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今、参事から50%というふうな話が出ましたけれども、確かに全体を見渡すと、やはり50%ぐらいは不備な点があるように私も見受けます。それで、特にこれは非常に難しい問題、前にも何回か質問したのですけれども、袋地区、あそこの道路整備が全く進まないというのは、これは地主との事情がある、道路幅の幅員の問題もある、道路後退の問題もあるということで、多分難しいのだろうと思っておりますけれども、何とかあそこを道路整備して、全部砂利道ですから、ビューテラスの裏のところからこっちに抜ける道、高砂団地のほうへ抜ける道だけありますから、中は全部砂利道。畑をやっている人が相当入ってくるのですね、車が通りますから。そういうこともあるし、この前も質問しましたけれども、非常に難しい質問だろうと思っておりますけれども、町の積極的に施策を講じていただきたい。できれば道路後退もできるような形であればして、それで4メートル道路をつくっていただくというふうな形にすれば、またあそこも住宅地としては非常にいい場所ですから、駅の近くで住みいいところです、あそこは。ですから、そういうこともひとつやっていただきたい。それについて何かありましたら、お答えいただきます。

それと、これはきのうあたり来たのですけれども、ある議員さんから来たので、皆さんも持っていると思うのですが、いわゆる特別交付金みたいな形で今組んでいますね、地方に対して。それで、長瀨町が、ここに約2,000万円というものが交付されるのではないかとこのように載っています、埼玉県の中の。そ

れが3月に決まれば、この国会で。こういうものが交付されるということで、2,000万円という金は非常に有効に使えるだろうと思いますので、これがきめ細かな交付金なのですね、きめ細かかどうかわかりませんが、ひとつきめ細かに使ってもらいたいと思いますが、その予算もひとつ頭の中に入れておいてください。

それと、中小企業の問題は、長瀬町の産業そのものが非常に停滞もしているし、例えば何とか長瀬でやりたいという人が、秩父の太田の団地へ行ってしまうような、そういうものがあるので、そのとき町で何かお手伝いできるのではないかという、相談をかけられるような町の姿勢というものが必要だろうと思うのですよ。いや、無理だ、土地がないのだからでおしまいであれば、もう既にあきらめなければなりません。あれだけの設備をするということは、固定資産税としては相当入ってくるのですよ。そういうものも含めて、町が道路網も含めた整備と、それから土地、そういうものに対して工場誘致に積極的に動く、これは数年来私は言っております。ですから、そういうものも含めて、町はそういう姿勢で臨んでもらいたいということでございます。

いずれにしても、来年度予算については、町長がさっき言ったように政変の問題も含めて非常に難しい予算編成になると思います、内容は別としても。それで、今長瀬町の財政がまあまあ何とかなってきたというふうなことで、財政資金も3億数千万円あるわけですから、5,000万円まで落ち込んだものが、そこまで回復したわけですから、財政調整基金については、その3億数千万円が妥当なのか、これでは足りないのかということで、その辺も町長の物の考え方としてひとつお答えいただきたい。これで財政が豊かになったとは言えない。なぜなら、実質公債費比率は、長瀬町はまだ2番目ですから、栗橋町と2番を争っているような感じですよ。そうすると、財政問題についても、まだまだこれからその後の質問をいたしますけれども、そういうものも肝に銘じてやってもらいたいと思うわけであります。

以上、今の点について、インフラの整備、気構えがあるのかどうか、それをひとつ参事でも結構です。お答え願いたい。

○議長（齊藤 實君） 参事。

○参事（平 健司君） それでは、お答えをさせていただきます。

袋地区の整備がおくれているのではないかというお話がございましたけれども、特に袋地区だけがおくれているわけではなくて、全庁的にまだまだやりたいところがいっぱいありまして、緊急度、危険度、重要度、要望等いろいろな観点から見まして、順次整備させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、工場誘致につきましては、協力しないということではなく、町長から従前より指示されていまして、2,000坪、4,000坪、あるいは6,000坪の土地があるところ等々については、調査は完了しております。ただ、地権者があることですから、果たして工場が来たときに、そこにすんなり入れるかどうかというのは、また別の話になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） それでは、規則に従いまして、次の問題に移らせていただきたいと思います。

ただ、一言申し上げたいことは、今緊急度、危険度というような、インフラの整備について。もちろん道路、橋梁を含めた。そういうものについて、どこが危険なのか、どこが緊急を要するのかというランクづけがあると思うのですよ。それをちょっと調べてお知らせ願いたいと思います。

それでは、2番目、ちちぶ定住自立圏について、これは私何回もやっているのですけれども、定住自立圏を形成するための協定項目、19項目あるうちの8番目、滞在型観光の促進、9番目、外国人観光客の増加、10番目、秩父まるとジオパークの推進の進捗状況と今後町はどのような、これは前も質問していますけれども、取り組みをするのかどうか、それをひとつ伺います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） ちちぶ定住自立圏の進捗状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、進捗状況でございますが、滞在型観光の推進、外国人観光客の増加につきましては、地域力創造研究所の佐藤喜子光先生をお招きして、5月から7月までに研修会を3回実施し、各市、町の課長及び担当者が参加したとのことでございます。また、9月からは佐藤先生が皆野地区において実務勉強会を3回実施し、来年3月には、この勉強会をもとにモニターツアーを開催すると聞いております。

次に、秩父まるとジオパークにつきましては、4月20日の第1回運営委員会でジオパークのホームページの開設と今後の事業について意見交換が行われ、6月25日の第2回運営委員会で正副委員長の選出と事業計画について事務局より説明があり、7月4日、早稲田大学によるジオサイト発表会が秩父市役所で行われました。8月4日の秩父まるとジオパーク推進委員会総会で事業計画及び予算が承認され、11月12日の第3回運営委員会においては、ジオパーク推進員に秩父の地質に専門的な知識を持つ方が任命されたと聞いております。

次に、今後の取り組みでございますが、初めに滞在型観光の推進及び外国人観光客の増加につきましては、来年度（仮称）おもてなし観光協議会の設立と本格的運営の準備を目指すとのことでございます。本年度から実施している実務勉強会につきましても、この協議会を軸に展開していくと聞いております。

次に、ジオパークにつきましては、日本及び世界ジオパークの認定を目指し、秩父地域のジオパークに関する組織の充実と啓発活動を推進するとのことでございます。それに先駆けて、今年度はジオツアーを計画し、ジオパークの認知度を高めるとともに、ガイド養成講座を計画しております。また、自治体職員に対する勉強会も検討しているとのことでございます。また、本年度と来年度に秩父地域内にジオサイトの説明の看板を設置し、今年度は10基設置すると聞いております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） お聞きしていますと、前回よりちょっと進歩したような感じもありますけれども、ほとんど似たようなことで。実は中心として、私がなぜ3つ挙げたかと申し上げますと、ジオパークの問題が、その中の一番のメインだろうと思うのですよ。おもてなしも結構ですが、ジオパーク、いわゆる世界ジオパークまで目指しているとすれば、世界遺産に登録できるかどうかということは、私はわかりませんが、世界遺産に入っていくのは、なかなか難しいのではないかなと思います。世界ジオパークについては、可能性は十分あるということでございます。ただし、これについて自立圏構想、あのときいろいろな説明をされながら、さっき町長は後追いだと言っていましたけれども、あのジオパークの10項目については。これは去年秩父市が出して、うまくいかないよということで、急遽それに盛り込んで、こっこの3月に投入されたという経緯がございます。

我々も見ていて、皆さんはどう考えるかわからないけれども、私は夢中だったから、果たしていいのかなと瞬間は思ったのですけれども、まあまあ19項目にわたって協定を結んだということですから、私もよしとしたのですけれども、自立圏構想の中の、前回もそれは申し上げましたけれども、長瀬町と秩父市、

秩父市と横瀬町とかという問題が、個々にやっていって、まだ日本ジオパークに認証されていないわけですから、そういう問題がうまくいくのかどうかという疑問を最近抱いてきたのですよ。ジオサイトについて、3月いっぱいを出して、4月には、これは出そうとしているわけですね。ある人に聞いたら、いや、無理ですよという話なのですよ、今の進捗状況では。このジオパークの問題については無理ですよと、とてもまとまらないでしょうと。吉田健一さんという専門家が今度入ったそうですけれども、これはインターネットにも載っております。ジオに対しての、地質学に対しての専門家だということでございます。そういう方が入ってやって、これから4カ月でまとめてとなると、相当忙しい、では今まで何をやってきたのだ、1年間ということになるわけですね、少なくとも半年間は。

それで、長瀬町が、地質学発祥の地という言葉が使われていますけれども、確かに地質学的に言うと長瀬は発祥の地なのです。前回の9月の議会でも申し上げましたけれども、確かに発祥の地なのです、歴史をたどるとですね。だから、では発祥の地である長瀬が特に中心であるとすれば、長瀬町が一丸となって取り組む必要があるだろうと私は思うのです。いわゆるジオパーク、ジオツーリズムという言葉も使っているのですから、観光の一助となり得る、これは大きな問題だろうと思う。目玉になる可能性もあるのです。しかし、行政も住民の方もほとんど無関心である。そういうふうなあれがうかがえるのですよね。

それで、1つお伺いします。今このジオパークに対しての自立圏構想の中で、長瀬町から出ている委員の方はだれとだれか、それを教えてください。その方が、この中にいれば、それに対してまた質問します。

それで、ジオサイトという一つの問題が起きたので、横瀬なんか、この問題で今おけるとか、おらないとかの問題があって、前回の町長の答弁で、横瀬はもうおりてしまったのですよという、問題にならないのですよという答弁が前回ありましたけれども、確かに武甲山という一つの権利を持っている。それは確かに生活に直結しているというふうに、さっきそういう言葉を使いましたけれども、確かにそうだと思います。しかし、そういうサイトを別の場所に置いておいても自立圏構想で結んで、ジオパークは協定を結んでできるのですよ。だから、武甲山で採取している部分においては、それはちょっとそっとしておきましょうということ、多分できると思うので、そのためのジオサイトだと思うのですよ。だから、そういうものがあれば、1市4町で、これは進んでいくと思うのですけれども、1市1町という制約があるために、どうも進んでいけないという弊害があると思うのですけれども、それもひとつお答えください。

それと、これはことしの2月に出した、これは本間さんですか、地元の館長か何かやった。それぞれに関する私案というので、2月に出ているのですね。これは去年秩父市で出した問題を、それをもとにして、こういうふうにするばいいでしょうという私案なのです。これは教育長なり、次長、あるいはまただれか持っているか、読んだ人がいるかどうか、それをお伺いいたします。町長は持っていると思うのですが、それをとりあえず伺いたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） ジオパークに関連してということでございますが、秩父まるごとジオパーク推進協議会の名簿と運営委員会の名簿が手元にあるわけですが、長瀬町からは協議会のときの名簿で申し上げますと、各団体からということ、各首長がまず入っております。それから、各教育長が含まれておまして、それと自然史博物館から参加しております。それから、長瀬関係で申し上げますと、観光協会、それから商工会が推進協議会のメンバーに入っております。これは団体の代表ということで、そのほかにどんな団体があるかと申し上げますと、NPO法人で秩父まるごと博物館、同じくNPO法人でちちぶまちづくり工房、秩父の環境を考える会、NPO法人森、それからもりと水の源流文化塾等のNPO法

人が、この会議のほうに参加しております。

それから、先ほど議員ご紹介の2月だったですか、につきましては、私もその会に参加をしておりますので、勉強させていただいております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 私はメンバーを知りたかったのですよ。教育長も入っているということですね。それと、観光協会はだれなのか、商工会はだれなのか、教育委員会はだれなのかとメンバーを知りたかったのですよ。今わかりますか。私は、そういうふうに質問したつもりなのですがすけれども。

○議長（齊藤 實君） 教育長。

○教育長（新井祐一君） 先ほどの各団体の代表ということですから、それぞれの館長とか会長がメンバーでございます。

それから、運営委員のほうの名簿ですと、長瀬町からは教育委員会では小澤主任学芸員が参加をしております。博物館では井上館長、それから観光協会では古沢専務理事、商工会のほうでは村越経営指導員の名前が挙がっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） わかりました。さっきこの問題の質問をしたのだけれども、立つ人がいないので、読んでいないのだろうと思います。これに大体書いてあります、私案が。先生が書いたのだろうと思うのですけれども、それで今委員には古沢専務、それから商工会の村越君と教育委員会の小澤君、それと井上館長、この4人でいいわけですね、このメンバーは。

〔「長瀬町からは」と言う人あり〕

○8番（梅村 務君） 長瀬町からはね。それで、村越君あたりに聞くと、1回行ったきりだと言うのですよ。教育委員会の小澤さんが1回か2回行って、さっき何回かやりましたよと言ったけれども、やった内容とか、進捗状況については、課長さんのほうへ報告はありますか。例えば公民館の小澤さんが行っているとすれば、それに対して、そういうふうになっているのですよ、ごく専門的な知識については、そんなに問いません。しかし、少なくともこれに書いてある程度の問題は、報告は行っていいはずなのですよ。これも持っていないとはいけないと思うのですよね、私はたまたま手に入ったのですけれども。そういうことで、一丸となって、それに取り組んでもらいたいということは、ひいては長瀬観光の、まさに目玉になる可能性がある。ただし、周りの人たちが協力してやらなければ、だめだというふうな教育委員会の結論なのですよね、去年、秩父市に対して。

それで、ジオパークの日本委員会で認可になったものを幾つか調べてみました。そうすると、相当なイベントをやっています。例えば世界のジオパークにしてもそうです。糸魚川、今度山陰が認可になりましたね、世界ジオパークに登録されました。それと、有珠山もそうです。そういうふうなところというのは、周りでいろいろなイベントをやっていて、糸魚川なんか毎年結構大きなイベントをやっているのですよ。そういうふうなみんなの結束力がなければ、まず無理だろうというふうなことを言われました。ある委員の人にも言われました。このメンバーのほかの委員の方にも、なかなか難しいでしょうということ。

それで、町長を中心に、この問題について職員間で研究会、勉強会を開くような話もありましたけれども、どうですか。勉強会をひとつ派手にやってみたら。それで、長瀬が中心になる、主導的立場に立つと

いう表現をほとんどの人がやっているのですよね。それは長瀬は地質学的に非常に重要な地点であるということをはっきり言えます。なぜならば、岩畳も含めて皆野の紅簾片岩もそうです。そういうものを含めて非常に貴重な資源があるわけですから、どうですか。自立圏の組織の中でということよりも、それをちょっと飛び越えて積極的にその上にのせてみたらどうですか。私が非常に期待しているのは、糸魚川市も観光客が相当ふえているそうです、現実には。海岸ということもありますけれども、それと同じように長瀬を中心に、本当に中心にやるのならば、地元の人たちが本当にしっかりしなければ無理ですよ。来年の4月にこれができるのかどうかもわからないのだから。そういうふうなことなので、どうですか。これからの取り組み方について町長の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この問題についてはいろいろな考え方があっていいと思うのです。岩畳だとか、長瀬が地球の窓と言われていた事実もあります。ただ、定住自立圏構想のスタートから考えると、秩父市が手を挙げて、そのときにはだれにも話をしなかったわけですよね。それで、おれが手を挙げたんだ、だからおれについてこいと、こういうふうに言われても、それはそれぞれの町にそれぞれの仕事があって難しい。長瀬の場合は、特に地質の宝庫だとか、そういう話をされていますから、それを否定するものではない。ただ、横瀬としても、例えば武甲山の問題が出てくれば、うちのほうは、あれは生活の一番重要なポイントになっているのだから、それをそのまま保存しようというような形になるようなジオパーク構想については、はっきり反対しますと、おりますということまで言うわけですよ。そういう中をまとめる力というのが、私は欠けているのではないかと。長瀬町が中心になるというお言葉は非常にありがたいお言葉ですけども、私は、これは秩父市が始めたことなので、秩父市がどういうふうにするかということについて、ついていくということではなくて、同時進行型でやるというのが一つの形になると思うのです。定住自立圏構想は秩父が手を挙げました、日本で2番目ですというようなことだけを言って、それを政治的なPRに使ったという後遺症が今出ているわけですよ。

ですから、これはもう少し時間をかけないと。それで、専門家に聞くと、日本のジオパークの認定も、秩父では、今の状況では全く無理ですというお話を聞きました。直接ではなく、間接的にそういう状況であるのに、それを世界のジオパークなんてとんでもないというお話も聞きましたので、この辺はスタートに戻って、しっかり考え直して、秩父市が中心として、どれだけ頑張れるのか。そして、どこに、どういうふうに協力体制をとれるのかというのを秩父市のほうから中心的な発想を出してもらって、そこに我々が協力できることについて全面的に協力すると。ですから、長瀬町が中心になるということは私は考えていません。それだけの余裕があればいいですけども、なかなかそこまでの余裕が今の状況ではございません。財政的には多少の余裕が出てきましたけれども、それは総務省が、前の自民党の内閣のときつくったものなのですよ。これは事業仕分けで必ずやられます。

ですから、その辺も秩父市がどういうふうを考えているか。それから、総務省から来た高橋という参事は、来年の4月に帰ってしまうわけです。そうしますと、中心になってやる人間はだれなのかということをお前は去年から聞いていますけれども、後はわかりませんという話なのです。それでは、まとめ役が一人もいない。市長もよくわかっていない。ただ、書いた文書を読むだけです。私たちは、もっとわからない。お恥ずかしい話だけれども、そういう状況の中で、これを長瀬町がジオパークに手を挙げるのはいいと思います。これは一つのテーマですから、皆様のご意見に従って、いいことがあればやるということについてはやぶさかではない。しかし、そういう状況を勘案したときに、秩父市がもう少し先進的な考え

方を披瀝していただかないと、小鹿野も横瀬も皆野もついていけないと思います。長瀬だけついていっても意味がないという形になりますから、その辺が全体的な意思の統一を図る、秩父市にもっと情熱を持っていただきたいということを私は申し上げています。これから来年に向けて、どういう形になるかというのは、私は予断を許さないと思いますが、だから遠くから見ているということではないけれども、小澤君を中心とした、いろいろな考え方というか、会議に出席しています。その話も私は直接聞いていません。そういう状況ですから、それは町のいろいろなこと、雑事と言うと申しわけないですが、そっちを一生懸命やっているつもりでいます。ですから、そこまで手が回らないというのが、はっきり申し上げると真実であります。この辺をどういうふうにかえるかというのは、これから先の問題だというふうに思っております。もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今話を聞きますと、今のところは、どうも長瀬町も手に負えないような感じであると。主に従という感じで物事を受けとめてみたのですけれども、秩父市が主で、こっちが従であるというような雰囲気、いや、対等な立場でという言葉は使いましたけれども、意識的には、そっちのほうが強いのではないかというふうに思いました。それで、委員の方がいて、非常に重要な会合にだれも出ていなかったという結果も出ているようだけれども、そういう中で長瀬町が主も従もない。いわゆる主導的なということもない。ましてや世界ジオパークなんていうふうなことは、さらさら夢であるというふうな言葉なのですけれども、今後どのように進展していくかわかりませんが、現段階においては、そういうふうな考え方でとらえたいと思います。そのことについては以上で結構です。

次にいきます。3番目、行政改革について、これは前からやっている人もおりましたけれども、平成22年度で5年目に当たるわけですけれども、それについて42項目という項目にわたってやっているわけですけれども、その中で効果が顕著であったものと、それから42項目の中で、例えば円が入っているのですよ。

1億2,500万円効果がありましたとか、それから全く入っていない、これは精神的、心理的な問題もある。いわゆる換算できないような問題もあるでしょう。たしかそういうふうな考え方でいいと思うのですけれども、これについてひとつお答えいただきます。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 行政改革における効果が、より顕著であったものについてお答えいたします。

平成18年度から平成21年度までの合計額のうち、削減額の一番顕著だったものが議員、町長、職員等の人件費の抑制でございます。

〔「何番だか言ってください」と言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 項目では、町長等の給与の減額……

〔「7番」と言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） 番号のほうは、ここではわからないので、申しわけございません。多分その近くだと思いますけれども、職員の給料、各種手当の見直し、それから町議会議員の定数の見直し、町議会議員の報酬等を見直しで、これは給料や手当などの見直しと退職した職員の不補充、議員定数の削減、報酬の減額などによるものでございます。その4年間の削減額でございますが、町長等の給与減額で1,869万3,000円、職員の給料、各種手当の見直しで1億7,775万円、議員の報酬などの見直しで5,053万8,000円、合計で2億4,698万1,000円となっております。

次に、未利用財産の処分の項目でございます。町が保有する土地を個別にその利用計画や実態を精査し、

未利用や不要と判断した財産について売却処分したもので、土地10件で5,673万6,000円を収入いたしました。

最後に、住民活動と町の事業の連携の推進の項目における児童生徒を危険から守るためのパトロール隊の結成でございます。現在67名の方々が日々巡回していただき、防犯活動をしていただいております。このように行政改革の実施につきましては、町民の皆様のご理解とご協力をいただくとともに、職員の意識改革が図られたものと認識しております。また、このような成果等は、「広報ながとろ」12月号に行政改革大綱・実施計画進捗状況といたしましてお知らせしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） これは数字が入っているのがあるのですが、例えば7番の町長の給与等の見直しとか、そういうふうな減額ですね。ここに1億2,500万円という数字が載っている。町長等ですから、当時助役さんもいたわけですから、収入役も含めてなのだと思うのですが、具体的にこれだけのもので、今言った2億数千万円、2億7,000万円ぐらいのものが財政上浮いてきたと。それと、土地を売った金が5,000万円ちょっとということで、早く言えば財政調整基金の金額に大体匹敵するようなものが、これで浮いてきたということですよ。こうやって皆さんの努力で5年間の、それだけ。大体似たような金額だと思うわけでありませう。

それで、そうすると、私がここ5年見ていて、先ほど申し上げましたインフラの整備については、非常に減額された部分があるのです。だから、極端な言葉を使うと事業をやらなかったというような部分が、数億円あったものが1億円台で終わった年もありますし、せいぜい2億円いくかいかないかぐらい、インフラの整備ですね。そういうふうなものの中でやったのだとすれば、実際財政的に予算の数字を見てみると、そんなに減っているわけではないのですよ。例えば交付税が減らされた。臨時財政対策債を発行する、起債するというので、それを補っていただけたわけですから、恐らくこれはずっと永久に続くのかどうか分かりませんが、そういうふうな財政の中で、節約された金が、そこにいったとすれば、その辺がどうも収入と支出のバランスというのが、我々はちょっと解析できないのですけれども、顕著だというのは、今言ったようなもの、確かに数字的には、ここに出ています。我々が見てもわかりますし、職員の給料等、これは非常に大きな数字ですね。皆さん減給、減給で苦勞しているわけですが、確かにそうなのですから、私が常に財政について思うことは、事業をして、節約して、基金がふえていくという、そういう財政運営というものはないのかというふうに考えています。

皆さんが各課から持ち寄ってやるわけですが、何かそこに無駄があるのではないかと常に頭の中にしみ込ませておけば、入札一つにしても、あれだけ耐震が、4割5分近く安く落として、後からまた追加は出ましたけれども、そういうものができるわけですよ。あれは最低制限を設けなかった。第一小学校は最低制限価格を設けているわけですが、設けなかった。これは町の先見の明があったのかどうか分かりませんが、それは設けなかったから、あの会社が落札したということですから、そういうふうな意味も含めて、すべての入札について、それをやれば金は相当浮くはずですよ。これは大丈夫だけれども、これはだめだということはあると思いますよ、事業に対しては。ですから、そういう目でひとつやっていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 小泉内閣のときの三位一体の構造改革というのは、私は信用しませんでした。それ

はどういうことで信用しなかったかという、結局学者を取り入れて、学者の理論に政治家が乗っかって、学者を利用するというふうにある人から聞きました。気をつけなさいという、これは身内の学者から聞いたわけで、そのことについてなるほどだなと思って、そのときにいかに町の財政は破綻しないで済むか。例えば長瀬町の中期財政シミュレーションを引きなさいという小泉内閣のときのあれでやれば、平成22年度、平成23年度には、長瀬町は繰り越しの赤字が20億円を超えるような状況になって倒産をするというような数値が出ました。それは非常に大きな問題で、職員は萎縮するというような形がありましたが、しかしそれには固定費を削って対応するしかないというふうに考えたわけでありました。

私の給料を30%から40%引き下げ、助役を置かないような条例をつくってまで町の予算を減額して、職員の給料も調整手当をゼロにする、これは日本で初めてだそうです。それから、町長の公用車の運転手を、それは少ないと言われるかもしれませんが、シルバー人材センターに頼んで、1時間1,000円で運転をしていただくというようなことも、これも日本で初めてだったと。日本で初めてだからいいということではありませんが、それはわずかな知恵といたしますか、能力を、自分たちのことにつままして減額することは最低限度の力だと思いますが、ある程度それが基本になって、赤字になった年度は一度もなかったという、過去を振り返ってみると、そういうことで、皆さんに大変ご迷惑をかけたけれども、それで我慢していただくしかなかったのかなというふうに思います。

それから、今臨時財政対策債の話も出ましたが、これも100%、町で負担するということではないし、そのうち国が何十%負担するという、そういうものが、町は一銭も使っていないかったという事実がありまして、これを使ってほしいということ私をのほうから申し上げて、何とか対策債とつくものについては、なるべく多く使ってやりなさいと。ですから、数値の上では27億円という借金がありますが、現実には15億円程度で、実質的に返済すべき町の借金は、そのくらいで済んでいるわけでありまして、私が就任したときよりは多少減額になっているというふうに私は考えています。そういう非常に地味というか、内向きのことをやってきたわけでありまして、それは破綻しないための一つの戦略ということから考えればやむを得なかったのではないかと。ほかから金を持ってくるということができませんでした。

そういうことから考えて、町を守るということの一つにまず考えて、それから先というのが、来年度からの予算に反映できるというふうに考えています。それは学校の耐震大規模改修というのが、どうしても目の前にありました。これは6億円から7億円かかるだろうという思いがあったわけでありまして、それをしっかりやっていかないと、それが子供の安心、安全を守る、私たち大人の大きな最大の責任だというふうに思ったから、それに対する対応策を考えるのには、そういう方法しかなかったというふうに、私は今でもそれは間違っていないと。それが平成22年度の3月の補正を皆さんにお認めいただければ、一小の体育館と二小の校舎が予算に組めれば、それを繰り越しさせていただいて、今中学のような形のものができる。

それから、最低制限価格をつけたとかつけないとかというお話もありましたが、これは最低制限価格をつけるという県のほうの強い指導があって、4回ぐらい入札に最低制限価格をつけました。そうしますと、みんなそこで最低制限価格に並んでしまうような数字、それからもっと努力をしようと思う人は、最低制限価格よりも低いものですから、失格になるというようなことがありました。私たちは建築業者を信用して指名するわけですから、それで外れたものを、惜しかったなだけで済ませていいのかという話があって、私は多分4回だったと思いますが、それをやって、最低制限価格はやめましょうということで、私の指示で最低制限価格を今日までやめております。やめましたら、今建築業者からクレームがつきまして、最低

制限価格をつけてくれというような要望書も出たようであります。これはしっかり検討して、お答えしなければいけないというふうに考えております。

そういう意味で、今どうにか基金のほうの残高も多少ふえつつあって、先ほど言ったように5,000万円が3億幾ら、トータルでは4億円を超えているような状況で、恐らく平成22年度の決算が出れば相当な積み増しができるのではないかとこのように考えております。そういう状況で、今までそれで耐えてこられたということ、それから国からの交付金を減らせば、国の財政は豊かになるかもしれないけれども、地方があるの国家なのだという認識を持てば、財政力の弱いところに国からの応援をするということは当然でありますし、我々がそれを当然と思わないで、そのお金を使わせてもらえば、それが一番いいことだというふうに思っております。地方の集合体が国家という認識を持っていただく、そういうことを私たちは中央には常に提言しているところであります。そういうことから考えて、どうにか長瀬町が赤字にならないで済んだというのは、皆さんの我慢のたまもの。ですから、これから平成23年度あたりから、そういう状況から脱皮できるのではないかと。そのときに何をしようかというのが、これからの皆さんのお知恵と、我々の行動力にかかっているというふうに考えています。

ですから、子供の少子化対策、それから福祉の問題等々今まで余り手がつけられなかったことについて、しっかりやっていかなければいけないと。それで、子供を持っている若い親たちが、長瀬町に住んでみたいと思うような施策をこれから考えていく、そのための若者定住促進という条例までつくったわけでございまして、ようやく来年度に向けて、その動きができるなどというふうに思っておるところでございます。そういうことで思いつきを申し上げましたが、うそを言っているわけではございませんので、ぜひご理解をいただき、これからのご提言を私たちはお待ちしているところでございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

〔済みません。最後に1つ、8番〕と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 時間ですよ。

○8番（梅村 務君） 今町長の考え方について、それで進めていただきたいということはもちろんでありますけれども、いろいろな面で、まだまだ節約できるものもあるだろうし、そういうものをひとつ謙虚に受けとめて、各項目にわたって細かくしていただきたいということが私の願いです。民主党政権がだめになるということも願って質問を終わります。

○議長（齊藤 實君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時55分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第46号から議案第64号までの19件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることといたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第46号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第46号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法第161条第1項に基づき長瀬町に副町長を置かないことを定める条例を制定しておりましたが、副町長を設置する必要が生じ、選任をお願いする人事案件をご審議いただくに当たり、関係条例の整備をするため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第46号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、副町長を設置する必要が生じ、関係条例の整備をするため、長瀬町に副町長を置かないことを定める条例は廃止するものでございます。

附則でございますが、平成23年1月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 副町長を置かない条例を廃止し、置くようにするという条例でございます。私は今まで参事制度が導入されて以来、参事制度の見直しやら、いろいろ質問してきたことによって幾つか質問したいと思います。

副町長を置くということになりますと、参事という立場はどうなるか。それと、副町長をどうしても置かなければならない理由を教えてくださいたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今1番議員からお話がありました、置く理由につきましては、私もいろいろ検討してまいりました。平成17年10月に中篠前助役をながとろ苑のほうに施設長として出ていただいたことにつきまして、そのころは財政的に非常に厳しい状況にありましたので、新しく助役をお迎えするだけの財政的な面もなかったし、いろいろなことにつきましても参事に協力していただくということを考えればと思って参事制度をつくったわけでありまして。最初参事に新井、近藤、平という3人で、近藤君がその後ながとろ苑のほうへ出ていただき、新井君が勸奨で退職をされました。今の齊藤参事になって2人制度であります。

これは前も申し上げたように、1人手当が1カ月3,000円ということで、助役の仕事にかわるべきことをやってきていただけてきて、非常にありがたいと思いますが、諸般の事情、いろいろなところにつきまして検討してみました。今埼玉県で、私が承知している中では東秩父村が助役が村長になって、欠員ができていて、あとは全部副町長というのがあるわけでありまして。そういう状況を勘案することと、それから特別職でない、例えば宗教学者の関係とか、そういうようなところからご案内いただいても、町長にかわるべき仕事ができない、出席できないというような制限等々がございまして、そういう意味では、かなり無理な活動をせざるを得なかったという問題もあります。

そういうことから考えまして、ようやく目鼻がつきそうでありまして財政的な問題も含めて、そしてまた、これからご審議いただきます人間につきましても、町のことをよく知っているし、まだ残余ある職員でございまして、そういう人たちに副町長という仕事についていただいて、頑張ってもらっていただく。特別職ということであれば、いろいろなところにも制限なく出られるということもありますので、この際、新しい年度に先駆けて、皆さんのご了解をいただきたいということが主な理由でございまして。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今町長が言うのは、私は参事制度ができたときに、なぜ今のがやらなかったか。あのときに私は必要だという思いを持っていました。中篠助役が、ああいう形でながとろ苑に行ってしまうと、3人も参事は要らないではないかと、この議会で私は何回も行ってきました。そこで、副町長を置くことには、私はいいと思うのですけれども、今1人残る参事が、どういうウエートになるのか、宙ぶらりんになってしまうような感じがするのですよ。きょうも一般質問をさせてもらった中で、例えば職員の育成が、まだまだ私は進んでいないのは、担当課長はできても、そういうポジションが結構育成に邪魔をしているのではないかなという感じがするわけですよ。

今町長が言うように財政が前から比べればという状況のお話をしましたけれども、先日エコノミストという雑誌、これは日本全国の市町村、行政の財政順位が載っていたのです、付録で。その中で長瀬町は全国の中で埼玉県内、後ろから探していくと3番目にいるわけですよ。皆野町はどこにあるかといったら、もっと前の前の、2ページぐらい前にいるわけですよ、近隣の市町村でいくとね。

だから、そういう点でいって、町長も財政がよくなった。さっき何番議員かが財政の話をしていましたけれども、一番心配なのは、参事制度を1個残してしまう。それを私は危惧しているのです。副町長の職をきちんと与えるのだったら、参事をどういうふうに扱うかというものをしっかり検証したほうがいいと思うのですよ。なぜこの時期、急いでやるのか。前の議会でも何番議員かが課の統合、多過ぎる、下は2つに分けたではないかというような話の中で、そういう検証は、町長、今後も持っていますか。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

いろいろなことを考えました。今2人いる参事の中から1人副町長ということをお願いするわけがございまして、参事制度を廃止するということにつきましては、参事のポジションにつきましては、皆さんにお話をしなくても内部の調整でできるということでありまして、2人とも頑張ってもらっていますから、その処遇につきましては、ちゃんとしたポジションを内部で用意し、私のほうで調整しまして、やっていただくポジションというのはあります。それは職員のトップに立って、いろいろなことについて全般的にご指導いただくような、そういう立場に立ちながら仕事も十分やっていただくと。仕事がメインですけども、その両方を、職員の指導もしていただけるような、そういう体制のポジションがございしますので、そこに持っていきたいと考えています。これは議会にお諮りしなくてもできることですので、私にお任せいただいて、結果はまたご報告できると思います。

それから、何で今なのかということですが、私も4月1日を考えました。しかし、先ほどからいろいろなご意見がありますように、12月議会が終われば次年度の予算を組むという重大な仕事がございます。ですから、1月1日というのは、その辺も含めて中心的に動いていただく、そういう仕事をやっていただきたいという希望があって、今の時期を選んだわけがございまして。特別な考え方、そういうことで他意はございません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 今町長の説明はよくわかりました。なぜこの質問をしたかということ、この話が出る前に、町民の方で知っている人がいるのですよね。不思議でならないのです、私。そのぐらい私もネットワークを持ってなくてはいけないのだけれども、どこからそういう話が漏れて、早い人がいるのです。そういう人からいろいろな話になって、なぜこの時期に急ぐのだろうというご心配される方もいるわけですよ。今言うように予算審議がどうこうという話がありました。いま一度、町長、私が一番心配しているのは、参事が1人残ってしまう。今言うように仕事がきちんとできる場を、ポジションを用意しているというお話ですので、安心して大丈夫なのでしょうけれども、もしよかったら、ここで発表していただければありがたいと思うのですけれども、これが最後の質問になりますので、私は参事が宙ぶらりんにならないように、それから職員がしっかり責任を持った仕事をしていくためには、合図は1人でいいと思うのですよ。それが2人もいると、どっちの顔色を見ながらやるようではいい仕事はできないと思うので、そのすばらしいポジション、町長、腹にあるのでしょうかけれども、それをここで発表していただければ発表していただいて、私も安心して、この採決に臨みたいと思うのですよ。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この提案をするにはいろいろなことを考えました。先ほど申し上げましたように内部の調整という問題がありますし、最後に副町長の承認を求めるといふことの提案がございまして。その中で、ごらんいただいたと思いますけれども、残った参事につきましては、先ほど申し上げましたように全般にわたっての指導と、それからすべてのことに精通している人間ですから、そのポジションは用意しました。ただ、今ここでは申し上げられない。副町長のご承認がいただけたときに、私は閉会のあいさつで、もし認めていただければ、そのときに申し上げたいと思います。それまでご容赦いただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、これは副町長を置かないことを廃止することは賛成ですけれども、問題は、私は参事が3人できたときに、1年後ぐらいに意見が大分出たのは、町長もだれが言ったってよく言うのですけれども、要するに職員の中から、3人も参事を置いて、宙ぶらりんというか、担当の参事を置いたときに職員から意見が出たのは、役場職員をうんと減らしておいて、そして参事を3人置いて、地域整備観光課はだれだれ参事、町民課はだれだれ参事って3人置いたとき、1年ぐらいたったとき意見が出たのは、あんな参事は3人も必要ないと。それは結局町長に言わせれば、参事を置いて3,000円で、人件費を減らして、役場職員を減らして、参事3人置いて分担するということですが、職員の中には、あんな3人の参事は要らないという意見も出たのですよ。

ところが、私は、役場職員だったら、何が問題点で、何がどうで3人も参事は要らないことかということ、想像するのですけれども、結局課長連中がいろいろな分担の仕事をするけれども、課長が育たないというか、要するに執行部の議会での答弁では、例えば地域整備観光課長が観光から農業から土木からいろいろやって、それで責任が、議会の答弁では、参事とか課長が、すごく大変な思いをしているというのが目に見えているわけですが、やはりその検証をしないとだめではないかと思うのです。だから、私は副町長を置くことには反対ではないですよ。しかし、そういうやり方について、人件費を減らすためにやったということですが、さっき1番議員が言ったけれども、役場職員が意外と育たないというか、例えば土木についてはプロフェッショナルで、要するに専門で何を聞いても大丈夫だというような課長が育っていないと、やはりだめだと思うのですよね。それには、私が言ったように役場職員の資質を高めていくことに本気にならないと、みんな1回も行ったことがないところに課長に抜てきされたりするので育たないのですよ。だから、そういう問題についてどういうふうに町長は検証していくかということをしていないと、役場の中にいる人たちが育たないと思っているのですけれども、どういうふうに検証するのですか、そのことを。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今、渡辺議員さんがおっしゃったようなことを私も考えて、副町長を置いて参事制度を廃止したいということを考えたわけでありまして。役場の職員の中で、いろいろな人の批判をする人がいます。その人は本当に立派な職員なのかということを見ると、人を批判する人が必ずしも立派だというふうには私は受けとめていません。だれが言っている、だれが言っているって、私のところにも大体情報は入っています。だけれども、それが本当に職員として立派なのかということ、私は、ここでこんなことを言うと失礼ですが、そういうことがあります。

ですから、そういうことを排除するために今度参事制度を廃止して副町長を置くということを決断したわけでありまして。それは先ほど1番議員の質問にありましたように、何で今なのかということにつきましては、来年度の予算を組むのにしっかりした対応をしていくということについての形をつくりたいということが、私の念願の一つであります。

ですから、最初に参事を3人置いたということは、確かに私の失敗でした。だから、これは人数を減らして2人にしたわけでありまして。2人は、私は間違っていないと思っています、今でも。ですから、その辺はご理解いただいて、批判は批判として甘んじて受けますが、それが絶対に正しいかといえばクエスチョンマークのところもあるということもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） ちょっと数字的なことでお伺いしたいと思います。

仮に最後の人事案件で副町長が承認されますと、現在いただいている給与、それが副町長になった場合、どういうふうに変わっていくのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

それと、参事制を廃止する場合、ほかに幾らか条例の改正が必要なのではないかなと思うのですが、何かそういうものがありましたら、ひとつ教えてください。

それと、参事の3,000円という手当が、それですと甘んじてきたということでありますけれども、その3,000円の根拠となるものは一体何だったのか、ちょっと教えてください、5年間過ぎてきましたけれども。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今の給与の問題につきましては、この次の次の報酬のところでご審議をいただきますので、そのときにご議論をいただきたいと思います。いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） それから、参事制度につきましては、議会の承認をいただかなくても内部の調整でできます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第46号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第47号 長瀬町副町長の定数を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第47号 長瀬町副町長の定数を定める条例の提案理由を申し上げます。

新たに副町長を設置する必要が生じ、選任をお願いする人事案件をご審議いただくに当たり、関係条例

の整備をするため、地方自治法第161条第2項の規定に基づき長瀬町副町長の定数を定める条例を制定したいので、この案を提案するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第47号 長瀬町副町長の定数を定める条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、副町長を設置する必要が生じ、関係条例の整備をするため、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、この条例を制定するものでございます。

附則でございますが、平成23年1月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第47号 長瀬町副町長の定数を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第48号 町長の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第48号 町長の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

副町長を設置する必要が生じ、選任をお願いする人事案件をご審議いただくに当たり、関係条例の整備をするため、この案を提案するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第48号 町長の諸給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、こちらも副町長を設置する必要性が生じ、関係条例の整備をするため、副町長分の給与を加える改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の新旧対照表をごらんください。第1条でございますが、「町長」の次に「及び副町長（以下「町長等」という。）」を加え、第2条は「町長」を「町長等」に改めるものでございます。

第3条でございますが、「町長」を「町長等」に改め、町長及び副町長の給料額を各号で示したものでございます。

第4条から裏面になりますが、第6条の2、第6条の4及び第7条は、「町長」を「町長等」に改めるものでございます。

条例に戻っていただき、附則でございますが、平成23年1月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第48号の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

1番、関口雅敬君。

○1番（関口雅敬君） 副町長を置いて副町長の給料月額が、ここへ載っていますけれども、先ほど財政の話が出たので、今までの給料と今度の給料でどれだけ差あるか、教えていただきたいと思っております。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

この条文でいきますと、1カ月55万円という形の条例でございます。この次に出てくる条例で、100分の10の減額率の条例がございますが、そうしますと具体的には55万円から1割分を除いて49万円という形になりますけれども、これは今の給料とほぼ同じという形になってございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、他の市町村もそうですけれども、例えば町長が70万円、しかし現在は42万円ですね。しかし、今度も副町長が55万円といっても実際は49万円と。これは時の町長が任期中、副町長もそうですけれども、町長が42万円、副町長が49万円ですけれども、それは次の改選時期になると、恐らく今度町長がまた70万円に戻るわけですね。ですから、町民がこの条例を見た場合に、この次の町長がどういう姿勢によって、今までどおりになる可能性もあり得るのですよ。しかし、今の不況の中で、人件費を減らして、役場職員を減らしてきた中では、70万円に戻すことはないと思うのですよね。しかし、町民は、この条例を見ると、町長はこんなに努力しているのだという反面、また70万円に戻るのかというような、そういう心配もあるわけです。ですから、このやり方というのは、私らなんか議員で17万7,000円もらっています。平議員はね。それで、人件費の問題を考えると、減らすだけが問題ではないのかというふうな感じもするわけで、この辺について一つの質問ですけれども、ほかの市町村を見ますと、町長や副町長は同じようなことをやっているのですよ。そういう意味では、自治法からしてどんなものかなと思うのですよね。議員は、おろしたらおろしたままで、これから改選時期もそうなるのだろうし、町長も、次の町長になったときには70万円に戻るのか。そういう問題で、きちんと説明してもらい

たいのですけれども、よろしく。課長でいいですよ、総務課長。そういう問題でどういふふうにとらえているのか。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

町長が次の町長になったときに70万円に戻るかどうかということでございますが、こちらについては、皆さんにご了解いただいて、既に条例が、この次の条例にはなるのですけれども、その条例に基づいて、適用が町長の任期までという形で区切られてございます。ですから、そこまでは引き続き続くという形にはなっておりますが、その後については、それがずっと続くということではないということでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第48号 町長の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第8、議案第49号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第49号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

副町長を設置する必要が生じ、選任をお願いする人事案件をご審議いただくに当たり、関係条例の整備をするため、この案を提案するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第49号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、副町長を設置する必要性が生じ、関係条例の整備をするため、町長等の給与の特例に関する条例に副町長分を加える改正でございます。

恐れ入りますが、参考資料の新旧対照表をごらんください。第1条でございますが、見出し中「町長」を「町長等」に改め、また同条の「町長」の次に「及び副町長」を加え、さらに同条に副町長の給与減額率を100分の10とすることを加えたものでございます。

条例に戻っていただき、附則でございますが、平成23年1月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第49号の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 先ほどの議案第46号で質問した件については、議事録の削除をひとつ希望いたしますので、検討してください。

同じことを質問します。給与体系というものが、私はわからないのですよ、職員の。号給ぐらいしかわからないのだけれども、例えば主査、主幹、課長、参事というふうな形で給与が、今6等級あるわけですが、それはどこへいくということは決まっているのでしょうか。例えば課長は5等級とか4等級とか、参事になった場合には6等級にいくのだとか、ということがあるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

上からいきますと、6級が参事、5級が、大まかですと課長、それから4級が主幹クラスということになってございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 勉強になりました。こういうことは知っておかないと、いろいろあれなので。それで質問いたします。さっき質問した中で、3,000円しか手当はついていないのですよというふうなことで、参事さんかわいそうだなと、5年間、これは本当に大変ですよ、3,000円ぐらいでは。何のために仕事をやっているのかわからないと思います。

さて、5級が課長で、参事になったときに、5級から6級へいったときに、今どのぐらいもらっているかわかりません。逆算していくと、どうも6級の六十五、六だろうと思います。今言った55万円から10%引くと49万5,000円、手当はありませんから。賞与は関係ないですけども、それはほとんど変わらないと思うのですけれども、六十四、五級の、6級の、そのぐらいのところをもらっているのではないかと逆算して言いました。そこで、課長手当と参事手当の差というのはどのぐらいあるのですか。役職手当、それもちょっと総務課長。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えいたします。

管理職手当というのがございまして、そちらの率でいきますと、参事が15%、それから課長が12%であ

ったと思います。それから、率はちょっと忘れたのですけれども、減額となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） また勉強になりました。12%、15%、参事に昇格したときには3%の差がついている。それから減額してということになりますと、逆算いたします。仮に6級に移る、等級の規定の中に、よく私は申し上げておりますが、直近上位という、昇給降格の中には直近下位という言葉が使われています。直近上位で仮に40万円ぐらいでしょうな、四十一、二万円だろうと思います。私の想像ですから、別に参事さん、気にしないでくださいよ。仮にそれが直近上位でいいますと、85号給で40万3,000円ですから、これの直近上位だと40万5,600円になってしまうのですよ、6級の。ということは、少なくとも40万円を課長のところでもらったとしますと、3%ふえるのですよね。そうすると1万2,000円ふえるのですよ、6級にいく参事になったときに。その中から減額されているということだと、1万円ぐらい、その中から減額しているのだろうなというふうに想像つくわけです。少なくとも3,000円あったとしたら、1万円は減額されているのだなと思うわけですけれども、これが参事手当が3,000円、例えば15%にプラス3,000円なら話は別ですよ。少なくとも3%違うということは、40万円もらっている人は1万2,000円違うわけですから。何だかんだって十七、八万円、年間違うわけですよ。だから、その3,000円という言葉が、我々は5年間信じてきた。でも、給与体系というものを調べてみたら、こんなに分かれているのですね、百何号給までね。昔はせいぜい30か40ぐらいだったのですよ。だから、ぱっと見てびっくりしたのですけれども、これも勉強のうちですから。その辺をひとつ課長、わかりやすく、次の質問が必要ないように。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 梅村議員のご質問にお答えいたしますというか、申しわけありません。よく聞いていなかったのですが、最後のほうがよくわかるように説明してくださいということだったと思うのですけれども、そこの前段のほうが、大変申しわけありません。よく聞いていなかったのですけれども。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 改めて説明いたします。

要するに課長から参事に移るときに管理職手当が12%から15%になるわけですよ、今聞いたら。それで、その3%の差が、参事になったときに3%管理職手当がふえるわけですよ。そうすると、仮に5級の一番高いので40万3,000円なのですよ。これだと仮定して、仮定論ですよ、3%ふえるということは1万2,000円ふえるわけですよ。その1万2,000円ふえた中から、今の課長の説明ですと、その中から減額してという言葉聞いたので、では9,000円ぐらい減額しているのかなと、1万円ぐらいかなと。ずっと3,000円しか手当はもらっていない、もらっていないということが5年間続いてきているのですよ。これはかわいそうですよ。さかのぼって5年間、遡及してやったほうがいいですよ。どうなのですか、それを説明してください。意味はわかりましたか。だって、このことが理解できないでは困るでしょう、私が理解しているのだから。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 今給料表を持っていないので、言われても、ちょっとすつとは答えられないのですけれども、3,000円という根拠ということでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（大澤彰一君） その3,000円の根拠というのは、私のほうでは把握していないので、申しわけないのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） その号給のあれを見て言ったわけではなくて、私はそのとき質問しました。参事になって幾ら違うのいったら、総額で3,000円ぐらいですねという話だから、3,000円という話を申し上げて、意図的に3,000円と言ったわけではない。聞いた話を申し上げた。例えば文書で見ると確認はとっていません。もし間違っていればお許しをいただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第49号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第9、議案第50号 長瀬町環境基本条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第50号 長瀬町環境基本条例の提案理由を申し上げます。

町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、環境の保全及び創造についての基本理念を明らかにした条例を制定したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第50号 長瀬町環境基本条例についてご説明申し上げます。

新規の条例でございしますが、提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございまして、今日、物質的な豊かさや利便性をもたらしている社会経済活動は、一方では資源やエネルギーの大量消費に伴い、環境への負荷を著しく増大させて地球規模の環境問題を引き起こしているところでございます。

こうした状況において環境が生活基盤を支える重要な役割を担っていることを再認識し、環境の保全や

創造についての基本理念を明らかにすることにより、すべての町民が安全、安心、健康な生活を営むことができるよう良好な環境を確保し、次の世代に引き継ぐことを目的としたものでございます。

なお、この条例案につきましては、町民や事業者の協力なども欠かせないことから、町広報紙やホームページ等を通じまして、意見公募を行ったところでございます。

それでは、条例案の内容についてご説明を申し上げます。この条例は5章30条で構成されておりまして、第1章は第1条から第6条までで、総則として、この条例の基本的事項を定めている章でございます。第2章は、第7条、第8条として、環境基本計画について規定を定めている章でございます。第3章は、第9条から第19条までで、基本的施策等を定めている章でございます。第4章は、第20条から第22条までで、推進体制について定めている章でございます。第5章は、第23条から第30条までで、環境審議会について定めている章でございます。

それでは、各条の内容についてご説明を申し上げます。第1条、この条例の目的を定めているもので、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、町、町民及び事業主の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を推進し、現在及び将来において町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としているものでございます。

第2条は、環境への負荷及び公害について、本条例上での用語の定義を定めているものでございます。

第3条は、この条例を適用するに当たって環境の保全及び創造の基本理念を定めているものでございまして、第1項では、環境が将来にわたって維持されるように適正に推進すること、第2項では、環境への負荷を低減し、持続的に発展できる循環型社会が形成されるように推進すること、第3項では、すべての者が地球環境の保全をみずからの課題として認識し、並びにあらゆる事業活動及び日常生活において推進することを定めているものでございます。

第4条、第5条、第6条は、基本理念にのっとり、町、町民、事業者の各責務を定めているものでございます。

第7条、第8条は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する指針となる環境基本計画の策定について定めているものでございます。

なお、環境基本計画につきましては、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンの秩父環境保全の推進の主要施策として掲げておりまして、平成23年度の策定を予定しておりまして、協定をしております横瀬町、皆野町、小鹿野町でも12月定例会等で新規条例の提案を予定しているとのこととです。

第9条は、環境に影響を及ぼす施策の策定にあつては、環境基本計画との整合について図ることを定めているものでございます。

第10条は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるよう定めているものでございます。

第11条は、環境の保全及び創造について助成の措置を定めているものでございます。

第12条は、再生資源や環境への負荷の低減に資する原材料、製品などの利用の促進を定めているものでございます。

第13条は、環境の状況を把握するための監視体制の整備を定めているものでございます。

第14条は、環境循環型社会の推進のため、資源の再使用や再生利用の促進を定めているものでございます。

第15条は、環境に関する施策に対し、町民の意見が反映されるよう定めているものでございます。

第16条は、環境に関する教育や学習の振興の充実に努めるよう定めているものでございます。

第17条は、環境保全活動に対し、町民や事業者の自発的な取り組みや参加の促進に努めるよう定めているものでございます。

第18条は、環境の保全及び創造に関する情報の提供に努めるよう定めているものでございます。

第19条は、環境の保全の施策の推進について定めているものでございます。

第20条から第22条は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、国及び県と協力し、また民間団体と連携しながら取り組んでいくことを規定しているものでございます。

最後の章でございますが、第23条から第30条までは、環境審議会の委員の数や任期、会長の選任、会議の開催、守秘義務、運営等について定めているものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 環境基本条例の制定については、本当にいい時期に、いいものが出てきたなというのと同時に、具体的にもう少し聞いておきたいという部分がありますので、質問いたします。

道路等公共用地上の樹木の伐採指導についてどういうふうにできるか。今現在でも伸び広がった樹木の枝葉、いわゆる落枝、落葉の措置について、こういうふうなものについての伐採指導とか、改修指導とかというふうなものは果たしてできるのか。あとは、違法的な野焼きの指導なんかについてどういうふうになるのか。また、私有地なんかについても同様なのですけれども、その辺についてどう検討されているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

この条例は、基本理念を定めている条例でございますが、今後環境基本計画、また現在環境美化の促進に関する条例という条例もございますが、一般的には環境保全条例の策定等というのが、今後検討されていくかと思っております。そういう中で具体的にはごみの散乱防止ですとか、野焼きの禁止等樹木の公共用地へのはみ出し等が規定できるか検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 6番、新井利朗君。

○6番（新井利朗君） 後から回答された内容の執行項目がしっかりと盛り込まれ、それが直接実行されていかないことには有名無実のものになってしまいますので、ぜひその辺のところも含めて、しっかり検討していただきたいということをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 第24条の審議会は、委員8人以内をもって組織するということなのですが、この審議委員については、各環境団体の長とか会長とかがなる予定なのですか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

現在、今回提案させていただいておりますので、審議会委員については白紙でございますが、大島議員おっしゃるとおり、環境関係のボランティア活動をしている団体、NPOの方、また企業関係、公募等も含めて幅広い分野からお願いしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第50号 長瀬町環境基本条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第10、議案第51号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第51号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

副町長を設置する必要が生じ、選任をお願いする人事案件をご審議いただくに当たり、関係条例の整備をするため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第51号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、副町長を設置する必要が生じ、関係条例の整備を図るため、職員等の旅費に関する条例に副町長分を加える改正でございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。第2条中、町長の次に「副町長」を加えるものでございます。

条例に戻っていただき、附則でございますが、平成23年1月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第51号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第11、議案第52号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第52号 長瀬町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成23年4月1日から督促手数料を廃止するため、長瀬町税条例を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第52号 長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、平成23年4月1日から督促手数料を廃止するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料（議案第52号）長瀬町税条例新旧対照表をごらんください。現行の第21条の督促手数料について改正を行うもので、町税の未納者に対し、納期限後20日以内に発する督促手数料、督促状1通につき70円を廃止するもので、改正案では第21条削除と改めるものでございます。

なお、督促手数料は、国や県も徴収しておらず、県内の市町村でも市町村合併やコンビニ収納の導入を機に廃止しており、平成23年度督促手数料の徴収を予定しているのは、現在調査したところでは、県内では1町のみです。本町もコンビニ収納の導入を機に廃止するものでございます。

恐れ入りますが、戻りまして、議案第52号のほうを見ていただきたいと思います。長瀬町税条例の一部

を改正する条例をごらんください。最後に附則でございますが、第1条については、この条例の施行期日を定めたもので、第2条については、督促手数料に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第52号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第12、議案第53号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第53号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

支給金の返還及び権利譲渡の禁止規定を明確にしたいため、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第53号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、支給金の返還及び権利譲渡の禁止規定を明確にしたいため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

最初に、第8条の支給金の返還の条文でございますが、「町長は、偽りその他不正の行為によって支給

を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、受給資格者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる」という規定に改めるものでございます。

次に、第9条を第10条とし、第8条の次に第9条として、「この条例によるこども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない」という権利譲渡の禁止の規定を新たに加えるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第53号 長瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第13、議案第54号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第54号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成23年4月1日から督促手数料を廃止するため、長瀬町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第54号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございますが、先ほどご議決いただきました長瀬町税条例の督促手数料関係の廃止と同様で、保険料の督促手数料を廃止したいため、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、後期高齢者保険料につきましても、現在埼玉県内で手数料を徴収しているのは3町村ほどで、今年度中には廃止という情報を得ておりますので、今回提案させていただいたところでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

督促手数料の規定でございます第5条を削除するものでございます。

条例に戻っていただきまして、施行期日、第1条でございますが、平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2条につきましては、督促手数料に関する経過措置を定めてございまして、この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例によるということで、先ほどの税条例の改正と同様でございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第54号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時20分

○議長（齊藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第14、議案第55号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第55号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び児童福祉法の改正等のため、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島 勉君） 議案第55号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び児童福祉法の改正等のため、所要の改正を行う必要が生じたので、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

最初に、重度心身障害者の定義の条文でございますが、第2条第1項第3号中「65歳以上」の次に「75歳未満」を加え、「受けた者」を「受けている者」に改めるものでございます。

次に、第4号の1号を加えるものでございます。第3号は65歳から75歳までの方の埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害の認定を受けている方、第4号は75歳以上の方で町長の認定を受けている方の規定となります。

次に、第2条第3項につきましては、適切な字句に改めるものでございまして、他の法令またはそれに準ずる、付加給付を適切な漢字に改めるものでございます。

次に、第3条第2項は、医療費が公費負担のため、対象者とし不在規定でございますが、第1号につきましては、「世帯に属する」を削り、適切な内容に改めるものでございます。

次に、第2号の児童福祉法の後に法律番号等につきましては、第3条第1号で規定してございますので、削らせていただきたいと思います。

さらに、第6条の2に規定する「小規模住居型児童養育事業を実施する者」を加えるものでございます。

さらに、第3号として、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による給付を受けている者」を加えるものでございます。

次に、第5条でございますが、「規定」を「規則」に改めものものでございます。

最後に、議案に戻っていただきまして、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第55号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第15、議案第56号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第56号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成23年4月1日から督促手数料を廃止するため、長瀬町介護保険条例を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第56号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほどの後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同じく、今まで徴収しておりました督促手数料について、町税や他団体の徴収状況を勘案し、廃止したいので、この案を提出させていただいたものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。第6条の督促手数料でございますが、第6条を削除し、手数料は徴収しないこととするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第56号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第16、議案第57号 長瀬町営林道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第57号 長瀬町営林道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成23年4月1日から督促手数料を廃止するため、長瀬町営林道事業受益者分担金徴収条例を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、議案第57号 長瀬町営林道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、受益者分担金の督促手数料を廃止したため、条例の一部改正を行うものでございます。

町税条例、後期高齢者医療に関する条例、介護保険条例などの督促手数料の改正に合わせて本条例も改正を行うものです。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。初めに、第6条第1項中では、「督促手数料及び延滞金」を「延滞金」に、「滞納した分担金及び督促手数

料」を「滞納した分担金」に改めます。また、「同条第2項」を削り、「第3項」を「第2項」とし、「第4項」を「第3項」に改めるものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。また、第2条で、経過措置もあわせてお示ししたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第57号 長瀬町営林道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第17、議案第58号 長瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第58号 長瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

平成23年4月1日から督促手数料及び過料を廃止するため、長瀬町道路占用料徴収条例を改正する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ただいま説明省略の動議が提出されました。

賛成者はおりますか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） この動議は賛成者がおりますので、成立いたしました。

お諮りいたします。説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第58号 長瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第18、議案第59号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第59号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ708万5,000円を追加して、歳入歳出の総額を33億1,570万3,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では、県補助金、基金繰入金の増額、歳出は、社会福祉総務費、老人福祉費、道路橋梁総務費、住宅管理費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第59号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ708万5,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を33億1,570万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。8、9ページをごらんください。まず、上の歳入でございますが、款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金の埼玉県施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金540万円は、歳出のグループホームへの補助金に伴う10分の10の県補助金でございます。10分の10ということで、歳出も同額となっております。

款21繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金168万5,000円は、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

続きまして、下の歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の用地調査測量業務委託料52万5,000円でございますが、旧老人憩の家「清流苑」の正確な図面等を備えておくための委託料でございます。

また、目2老人福祉費の長瀬町介護施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金540万円は、先ほど歳入でも説明いたしましたとおり、県補助金同額のグループホームへの補助金でございます。

款8土木費、項1道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の施設修繕費21万5,000円は、道路照明灯の修繕費で、その下の項3住宅費の目1住宅管理費の根岸団地取り壊し工事94万5,000円は、空き家となった分を取り壊す費用でございます。

以上が、今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 何点か質問します。

1つは、民生費県補助金で540万円というので、これは議会運営委員会の中でグループホームの10分の10、県から来るということで、グループホームの施設改善費ですか、町民にはなかなか知られていない、私は新聞配りで週に3回ぐらいあそこを通りますから、540万円のお金なのですから、グループホームというのは、あそこに何人ぐらい入っているのか。町民は、あそこに何かできるなど、工事しているからあれですから、答えられたら、これはどうなっているのか。要するに長瀬の町民がどれだけそこに入っているのかとか、そういう説明ができたならお願いしたいと思います。

あと、もう一つは、根岸団地取り壊し工事ということで、1棟、これも94万5,000円入っていますけれども、あそこの問題については、残りは何人ぐらい入っているのかとか、これに関連して、蔵宮町営住宅が今2軒ありますね。2軒あるのも、あの辺の人たち、私の近所ですから言うけれども、みんな知っている人なのですから、いずれは娘のところへ行くとか、もう一軒は寄居のほうに行ってしまうということをうわさでは聞いているのです。本人も恐らくそういう考えだから、人に言ったことが近所じゅうに伝わって、聞いてくれというようなことも言われまして、ですからそういう点で、あとの2軒についてはどうなっているのか。中村さんと保泉さんのほうは、まだ壊していませんけれども、いずれ壊して更地にすると思うのですけれども、その辺の関係で質問ですけれども、どうなっているのか、お答え願いたいと思います。近所から、どうなのですかねと聞かれるのですよね。そういう点で関連するので、根岸団地と同じようにちょっと答えていただけますか。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 岩田のグループホームの補助に対します関係で、何人入っているのかというところでございますが、今1ユニット9人分のグループホームと今まではなっております。ちょっと手元にしっかりした資料がないのであれなのですが、2名かと思えます。長瀬町からほかのグループホームへもお世話になっている方がおまして、そちらは全部で、ですからこの2名も含めて8名、今利用者があります。町の計画では18名ということになっておりますので、今岩田のほうの1ユニット、ですから9床です、足しますと18名ということになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（中畝健一君） それでは、根岸団地の現在の状況についてのご質問でございますが、上長瀬の根岸団地は、現在建物としては6棟ございまして、5家族の方が居住されております。1棟退去がありましたので、今回補正をとらせていただいて、1棟分を解体する予定でございます。

また、蔵宮団地の解体の事業についての進捗状況でございますが、現在執行伺いを行いまして、近日中に入札を行う予定となっております。解体の棟数は2棟予定しております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○地域整備観光課長（中畝健一君） 現在いる方については、退去のお話もさせていただいておりますけれども、現在の生活もございまして、今のところ、町としましては、退去していただいた後に解体をするというようなことで、事業を進める予定でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

7番、大澤タキ江君。

○7番（大澤タキ江君） 用地調査測量業務委託料の清流苑について52万5,000円が出ておりますけれども、清流苑は今後どのような方向に持っていく予定なのでしょうか。また、あそこは壊してしまうと家が建たないというふうなうわさも聞いておりますけれども、その点はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（齊藤 實君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんの清流苑の関係についてのご質問でございますが、清流苑は平成18年3月にこの議会でご承認いただきまして、老人憩いの家の廃止させていただいた後、私どものほうの課で管理をしておりましたけれども、行政財産から普通財産のほうに転用がえしまして、今回は、この土地を、その前に使用の方法をいろいろ検討したりしてきたわけなのですけれども、川も近いということで、福祉的な部分と、あと面積の問題もありますけれども、使い勝手が悪いということもありまして、今後は老朽化も進んでおりますので、取り壊して有効活用というか、売却できれば売却していきたいと考えているところです。今度総務課のほうに移管するに当たりまして、公図面積と実測では違ってまいりますので、そこら辺をはっきりさせておきたいということで、今回の補正をお願いした次第でございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） 福祉的なものを建てるには、今のままで置いてやってもらったほうがいいのか、福祉的にもいろいろ検討してみたのですが、場所も余り適さないということで、福祉的ということだけではなくて、取り壊したいと考えております。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） そういうことではないと思います。ただ、サイズが小さい、規模が小さい
……

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見初子君） そうです。それで考えたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第59号 平成22年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第19、議案第60号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第60号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出の介護予防サービス給付費等の増額に伴い、施設介護サービス給付費を減額しようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第60号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありません。給付事業の歳出額の増減に伴い、歳出予算を補正する必要が生じたものでございます。

恐れ入りますが、6、7ページをごらんください。2の歳出でございしますが、款2 保険給付費の項1 介

護サービス等諸費の目3 施設介護サービス給付費につきましては、施設入所者が見込みより少なく済んでいるため、減額するものでございます。

また、項2 介護予防サービス等諸費の目1 介護予防サービス給付費、目3 介護予防福祉用具購入費、目4 介護予防住宅改修費、目5 介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援認定者の介護予防サービスの利用が増加し、予算の不足が見込まれるため、それぞれ増額補正を行うものでございます。

また、項4 高額介護サービス等費の目1 高額介護サービス等費と項6 特定入所者介護サービス等費につきましては、自己負担分のうち一定額を超えた分について支給されるものですが、こちらも要介護者や要支援者のサービス利用の増加などで予算に不足が見込まれるため、増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第60号 平成22年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎会議時間の延長

○議長（齊藤 實君） ここで会議時間を延長いたします。



◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第20、議案第61号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第61号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

甚田市及び甚田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合同規約別表を整備するため、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ただいま説明省略の動議が提出されました。

賛成者はおりますか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） この動議は賛成者がおりますので、成立いたしました。

お諮りいたします。説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第61号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の説明、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第21、議案第62号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（齊藤 實君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第62号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現委員、杉田槌邑氏におかれましては、平成13年から3期9年にわたり大変ご苦勞いただいておりますが、平成22年12月24日で任期満了となり、本人より辞任の申し出があったため、後任候補者の推薦について同意をお願いするものであります。

福島氏は宮沢区にお住まいで、昭和52年に大正大学短期大学部を卒業され、株式会社東洋精工を經營し、23歳の若さで社長に就任され、現在に至っております。この間、長瀬町商工会青年部長を初め長瀬町庁舎建設検討委員、行政改革推進委員、財政健全化委員、平成18年から平成22年まで長瀬町教育委員会委員としてご尽力いただきました。長瀬町固定資産評価審査委員会委員として福島博氏を選任することについて議会の同意をいただきたいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第62号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり同意されました。



◎議案第63号の説明、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第22、議案第63号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（齊藤 實君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第63号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員、野村美和子氏は平成22年12月22日で任期満了となります。つきましては、引き続き長瀬町教育委員会委員として野村美和子氏を任命することについて議会の同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第63号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり同意されました。



◎議案第64号の説明、質疑、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第23、議案第64号 長瀬町副町長の選任についてを議題といたします。

平参事の退場を求めます。

〔参事 平 健司君退場〕

○議長（齊藤 實君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（齊藤 實君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第64号 長瀬町副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

平成17年10月、中篠助役が退職されてから、町財政の危機的な状況もあり、副町長を置かず、町政に対応してまいりましたが、多様化し、増大する業務等を勘案いたしまして、新たに副町長として平健司氏を平成23年1月1日付で選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

平氏は、昭和47年4月より役場職員として公務につかれ、昭和63年4月から秩北衛生下水道組合に派遣になり、下水道建設に尽力されました。また、平成14年4月に役場に復帰され、平成17年11月からは参事として現在に至っております。

以上のように役場の業務全般に精通された方であり、今後の町政運営に欠くことのできない人材であることから、適任者であると考え、今回副町長として選任することについて同意をいただきたいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議がありますので、ただいまから質疑を行います。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 人事案件というので、質疑してはいけないというけれども、これには異議があるのですよね。私も人事案件だから、黙っていようと思いましたが、この問題は大きな問題で、町長が、なぜこうだという、やはり理由を聞きましたらば、大変だと。私も町長が議員のときに思い出したのですよ。私が議長になって幾日目かな、腰をつぶして、そのときどうだい、1回やめろ、西山氏のところで協議会を開いたとき、町長もはっきり言って、悪いところをとればいいところもある、人間はだれでも。私も、こういうことを言っでは失礼だけれども、悪いところをとればいいところもあります。

それで、町長もやはりいいところがあったのだなと思出した。それで、あ、そうかと。だれでも人間はいろいろと苦労しています。平君の名前が町長の口からおれも初めて聞いた。だから、私は、この人事案件ですからというのだけれども、手を挙げて、今質問させてもらっておりますが、町長のいいところ、それを思い出し、あ、そうかと。そういうことでは、私も名前を聞いたとき、平君と。平君にもいろいろとこれから副町長になるならば町のために頑張ってもらいたいと言応援の気持ちで質問させてもらいますが、あとは採決はどのようにしても結構ですから、私は悪いところをとればいいところもある、だれでも。私がこんなことを質問しては申しわけないけれども、町長に、そのところは借りを返して、私も認めます。一応そんなわけ。

○議長（齊藤 實君） 答弁は要らないですか。

○9番（染野光谷君） 人事案件ですからということで、質疑応答なしというから、反対だ、賛成はともかく、一応はしゃべらせてもらったということですから。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第64号 長瀬町副町長の選任についてを採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齊藤 實君） 起立多数。

よって、議案第64号は同意されました。

ここで退席しておりました平参事の出席を求めます。

〔参事 平 健司君入場〕



◎常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

○議長（齊藤 實君） 日程第24、常任委員会所管事務調査の委員長報告を行います。

それでは、経済観光常任委員会委員長、お願いいたします。

○7番（大澤タキ江君） それでは、経済観光常任委員会所管事務調査報告をいたします。

我が町は長年にわたり、埼玉県唯一の観光地と言われてまいりました。しかし、近年、観光客のニーズも多様化し、岩畳と宝登山に頼った観光だけでは客の減少を食い止めることはできず、将来が危ぶまれる状況になっています。

特にこのところ、小江戸川越に集客数において大きく差をつけられ、また秩父市の芝桜、鷲宮町のらき☆すた等新しい形の観光地が次々と出現してきています。町でもおくれをとらぬよういろいろと努力を重ねてきており、秩父鉄道とタイアップをするなどして、さまざまな事業を展開しています。平成21年度には、観光立町としての地位の確立を図るべく、観光協会を独立させました。

このような状況の中で、経済観光常任委員会は、観光客の増加を図るための観光振興について、所管事務調査を実施し、その結果をまとめましたので、ご報告いたします。

まず第1、調査事項につきまして、観光客の増加を図るための観光振興について。

2、調査の方法。観光協会からの現況聴取及び現地視察と委員間による検討調査。

3、調査の期日。平成21年9月15日、調査方法協議。平成21年10月13日、委員間による検討調査。平成21年10月27日、長瀨町観光協会から現況聴取。平成22年7月14日、長瀨駅周辺の商店の視察。平成22年8月23日、委員間による検討調査。平成22年10月8日、委員間による検討調査と意見集約。

4、調査の結果。本委員会は、観光客の増加を図るための観光振興について検討した結果、集約を見た意見は次のとおりです。

(1)、当町は、豊かな観光資源に恵まれた、埼玉県を代表する観光地であるが、観光客のニーズの変化などにより、観光客数が年々減少傾向にあるため、魅力ある観光地づくりを強力に推進する必要がある。

(2)、長瀨町観光協会の法人化を機会に、観光事業従事者の意識改革を図り、観光地としての魅力を高める施策を講じるべきである。また、町が協力できる体制を築き、観光協会の機能を充実していくべきである。

(3)、観光客の増加を図るためには、町と観光協会とが連携して新たな観光資源の開発に取り組むべきである。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 以上で常任委員会所管事務調査の委員長報告を終了いたします。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（齊藤 實君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（齊藤 實君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成22年第5回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、すべての議案を原案どおり議決いただきまして、まことにありがとうございます。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案や一般質問でいただきました意見等につきましては、これを十分検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

町の行財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況ではございますが、今後とも「町民が主役」を基本理念に、地域の実情に沿った個性あふれる町政運営を進めてまいりたいと考えます。どうぞよろしく願い申し上げます。

終わりに、今定例会及びことし1年の議員の皆様のご協力に対し、心よりお礼を申し上げますとともに、ことしも余すところ2週間余りとなりましたが、寒さが一段と厳しくなっておりますので、ご自愛をいただき、交通事故等にも十分ご注意をいただき、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、年末を迎え、寒さも一段と厳しくなりました。風邪など引かぬようご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えください。

以上をもちまして、平成22年第5回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後5時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 2月28日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 野 原 武 夫